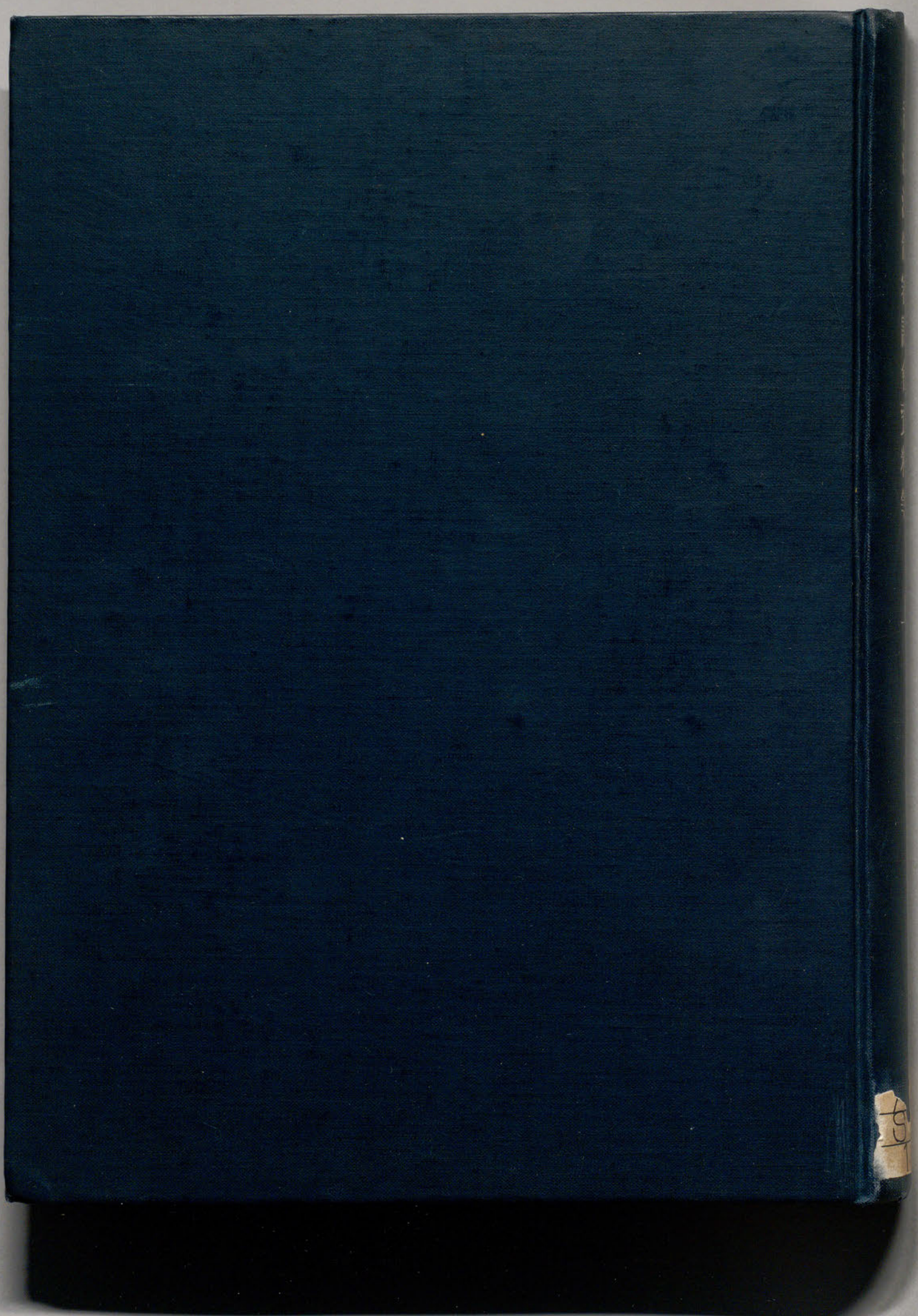
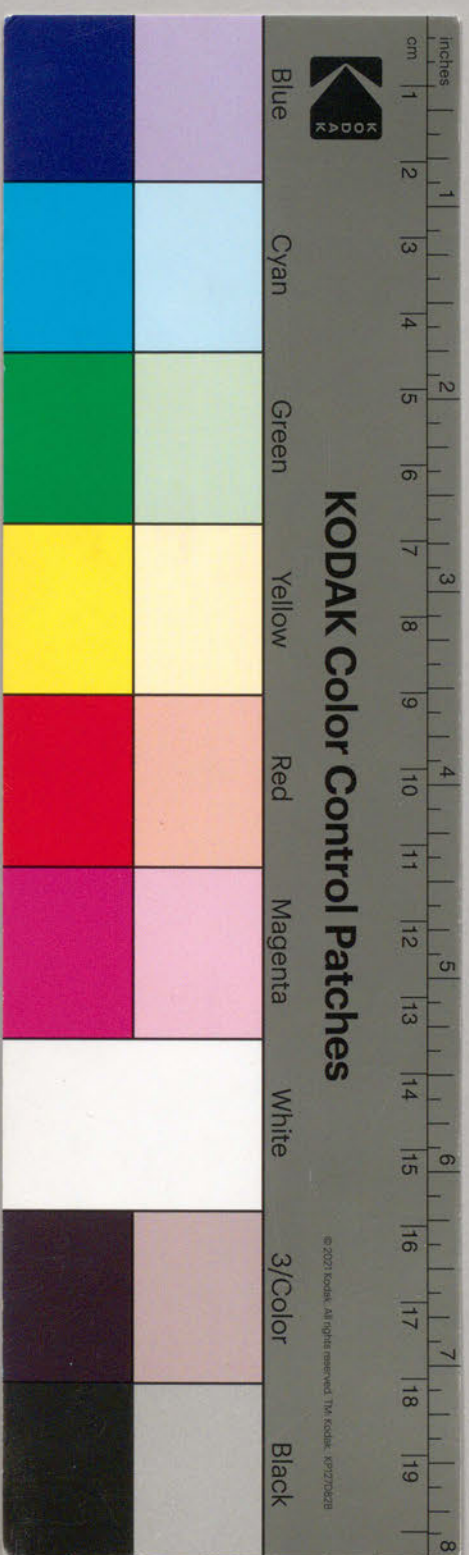




° XB 230
S12
19



司
法
法
制
審
議
會
資
料
等



XB230
S 12
1 q

司法法制審議会才一回總會議事日程（昭和二一、七、一二（金））

一、司法大臣挨拶

二、臨時法制調査会才三部会長挨拶

三、議事

1 司法法制審議会議事規則の採決決定

2 諮問案の提出

3 小委員会設置の件

4 小委員会の分担及び小委員幹事の指名（会長）

四、閉会

司法法制審議会規則

才一条 司法法制審議会は司法大臣の監督に屬し其の諮問に応じて憲法改正に伴う司法關係諸法制の改正に關する重要事項を審議する

才二条 本審議会は会長一人及委員若干人で組織する
特別の事項を審議するため必要があるときは臨時委員を置くことが出来る

才三条 会長は司法大臣を以つて之に充てる
委員及臨時委員は貴衆兩院議員、司法部及關係各庁の官吏、弁護士並學識経験ある者の中から司法大臣が之を委嘱又は任命する

才四条 会長は会務を総理する

会長に事故があるときは司法大臣の指名する委員が其の職務を代行する

才五条 本審議会に幹事若干人を置き司法部及關係官庁の官吏弁護士並學識経験ある者の中より司法大臣が之を委嘱又は任命する

幹事は会長の指揮を承け庶務を整理する

才六条 本審議会に書記若干人を置き司法大臣が之を任命する

書記は会長及幹事の指揮を承け庶務に従事する

才七条 本審議会に小委員会を設けることが出来る

小委員会は各担当部門の法制に関する事項を調査し本審議会に於ける審議の準備に当。

小委員会の調査の経過及結果は当該小委員会の委員より之を審議会に報告する

各小委員会に属すべき委員、臨時委員、幹事及書記は会長が之を指名する

各小委員会に主査を置く、当該小委員会の委員で会長の指名したもののが之に当る

才八条 本審議会及各小委員会の議事に関する事項は審議会の承認を経て会長が之を定め
る

司法法制審議会議事規則

才一条 審議会は会長が之を招集する

才二条 会長は会議の議長となり議事を整理する

才三条 審議会は会長及委員（臨時委員を含む以下同じ）合せて其三分の一以上が出席し
なければ之を開くことを得ない

才四条 審議会の会議は秘密とする但し会長に於て差支なしと認める事項は会長に於て其
の公表を許可することが出来る

才五条 会長が必要ありと認めた時又は会議の議決があつたときは委員に非ざる者の出席
を求め其の説明又は意見を聴くことが出来る

才六条 発言せむとする者は議長の許可を受けることを要する

才七条 議事は出席委員の過半数を以つて之を決する

可否同数のときは議長の決するところに依る

才八条 議事録は幹事が之を作成する

才九条 本規則に規定のない事項は会長が之を定める

才十条 本規則の規定は小委員会に之を準用する但し前数条中会長とあるは王査、単に李員とあるは当該小委員所屬の委員とする

昭和二一、七、一二日、人印

司法法制審議会委員幹事名簿 (順序不同)

会長
委員
19人

司法大臣	木村 篤太郎
内閣書記官長	林 譲治
同副書記官長	周 東英雄
法制局長官	入 江 俊郎
法制局次官	佐 藤 達夫
法制局事務官	井 出 成三
同	宮 内 乾
同	今 枝 常男
内務次官	飯 沼 一省
内務事務官	谷 川 昇

森	草	牧	船	中	水	宮	原	小	北	山	大	後	田
	野	野	田	村	谷	原		島	浦	崎	池	藤	所
真	豹	英	亨	高	長	庄	夫	徹	圭			一	美
一	一				三	助	次		太			藏	治
郎	郎	一	二	一	郎		郎	三	郎	猛	真		

子爵

乾	霜	高	小	白	沢	田	兼	末	菊	木	中	我	宮	山
	山	木	林	銀	田	中	子	延	井	村	川	妻	沢	田
政	精	正	次	朝	竹	二		三	維	亀	善		俊	義
彦	一	得	郎	則	治	郎	一	次	文	二	之助	榮	義	見

同 同 同 同 同 同 同 同 辯 同 同 同 檢 同

護

士

事

細 松 飛 小 鈴 田 真 鏡 庄 豊 木 佐 佐 福 小
川 本 鳥 谷 木 井 野 田 野 原 内 藤 藤 井 中
潤 諒 喜 勝 喜 四 尊 理 清 會 祥 盛 公
一 史 一 重 郎 治 毅 吉 一 作 益 博 樹 太 毅

同 同 同 同 判 同 同 同 司 司 司 司

法 法 法 法
政 政 政 政
務 務 務 務
次 次 次 次
官 官 官 官

事

黒 坂 宮 梶 細 加 岡 佐 奥 中 谷 古 村 久 有
川 野 城 田 野 嶋 田 藤 野 村 村 昌 岡 布 馬
耐 千 長 五 善 藤 健 又 唯 義 花 白 忠
而 里 実 年 良 郎 一 佐 一 一 郎 落 美 郎

46人

事

楷	根	飯	布	鞆	楷	勝	村	齋	高	野	内	原	小	柳
田	本	塚	施	沢	井	田	上	勝	橋	本	藤		沢	川
正	松	敏			大	成	朝	三	一	新	頼	増	文	真
俊	男	夫	健	晋	三	治	一	郎	郎	一	博	司	雄	文

法制局事務官	同	同	同	文部 教官	內閣事務官	內務事務官
貴族院事務官	行政裁判所評定官	衆議院事務官	司法事務官	同	同	同

赤	石	河	五	西	近	中	石	田	川	米	岡	石	鮫
			鬼										
木	田	本	上	沢	藤	村	井	藤	島	栖	田	井	島
	富	喜	堅	哲	英	匡	照	重	武	三		良	真
		与		四									
曉	平	之	磐	郎	明	三	久	光	宜	郎	聰	三	男

21人

同	同	同	同	同	同	同	同	司 法 事 務 官	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---------------------------	---	---	---	---

馬	藤	淺	岡	野	服	源	光	北	赤	岩	円	正	森
場	浪	野	田	口	部		野	川	塚	田	山	木	
長	太	次	亥之三朗	政	須	義	一	正		春	田		良
明	一	郎		一	惠	一	勇	松	見	之助	作	昊	作

同 同 辯 同 同 同 同 同 同 檢 同 同 同 同 同

設

士

事

小	山	栗	馬	中	國	植	堀	長	丸	中	堀	浜	大	三
林	口	林	場	村	宗	松		部		西	内	田	塚	野
一	真	敏	義	信			忠	謹	才	要	信	潔	今	昌
郎	昌	天	統	敏	策	正	嗣	吾	司	一	之助	夫	比古	治

分 担

1 才一小委員会

裁判所構成法、検察庁法、判事弾劾法等

(主査) 梶 田 年

2 才二小委員会

民法、民事訴訟法、戸籍法等

(主査) 坂 野 千 里

3 才三小委員会

刑法、刑事訴訟法、審法等

(主査) 佐 藤 祥 樹

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

堀 小 在 清 大 田 倉 興 若 西 倉
林 原 水 塚 村 林 枅 田 村 本
保 賢 卓 時 平 寅 恆 省 宏 芳
雄 治 天 郎 郎 明 二 夫 三 一 明

才一小委員会（構成法、検察庁法関係）
委員 20人

（順序不同）

宮	井	佐	坂	佐	梶	加	佐	吳	谷	沢
内	出	藤	野	藤	田	嶋	藤	野	村	田
	成		千	祥		五	藤	健	唯	竹
乾	三	博	里	樹	年	郎	佐	一	郎	次

録	田	牧	田	兼	末	宮	白	今
田	多	井	野	中	子	延	沢	銀
豊	四	英	二		三	俊	朝	常
吉	郎	一	郎	一	次	義	則	男

幹事 24人

赤	石	河	五	中	鮫	国	中	堀	堀	三	丸	根
木	田	本	上	村	島	宗	西	内		野		本
	富	喜	堅	匡	真		要	信	忠	昌	才	松
暁	平	与	之	磐	三	男	榮	一	助	嗣	治	司

鶴	西	今	正	小	栗	勝	野	内	小	柳
沢	沢	藤	木	林	林	田	木	藤	沢	川
	哲	英		一	敏	成	新	頼	文	真
晋	郎	明	晃	郎	夫	治	一	博	雄	文

才二小委員会（民事法関係）
委員 17人

菊	中	我	宮	今	井	黒	加	奥	坂	谷
井	川	妻	内	枝	出	川	嶋	野	野	村
維	善			常	成	耐	五	健	千	唯
大	助	榮	乾	男	三	而	郎	一	里	一郎

（順序不同）

庄	森	真	豊	久	村
野		野	原	布	岡
理	真		清	落	花
一	郎	毅	作	実	子

幹事

17人

村	原	柳	赤	石	河	五	石	鮫	岡	浜	橋
上		川	木	田	本	鬼	井	島	咲	田	田
朝	増	真		富	喜	堅	良	真	怨	潔	正
一	司	文	曉	平	与	磐	三	男	一	夫	俊

森	岡	石	川	来	鶴
	山	井	島	栖	沢
良	田	照	武	三	
作	作	久	宜	郎	晋

才三小委員会（刑事法関係）

委員

18人

今	井	木	小	佐	加	岡	佐	宮	飯	谷
枝	出	内	中	藤	嶋	田	藤	城	沼	村
常	成	曾	公		五	善	祥		一	唯
男	三	益	毅	博	郎	一	樹	実	省	一郎

谷	久	村	草	木	飛	鈴	宮
川	布	岡	野	村	鳥	木	内
			花	豹	喜	喜	
	落	子	一	二	一	三	乾
昇	実						

司法法制審議会総会 才一回

七月十二日午後一時三十分

於司法省会議室

司法大臣より挨拶及本会設立の趣旨、使命の説明があつて、議事日程に入り原案通り可決尙諸問事項に対する答申は可及的速かに提出せられ度旨の希望があつて二時四十分閉会

才一小委員会、才一回

同日午後三時半

於司法省会議室

梶田主査挨拶の後梶田委員より各種の問題に付案を作り小委員会に提出し審議せられ度旨の意見の開陳あり尙「裁判所構成法につき考慮すべき問題」の配布書類あり此の配布書類に基き裁判所と検事局を分離すべきや否やに付討議の結果「分離すべし」と全員一致で可決次回を来る十六日火曜日一時半と定め午後四時五十分散会

本録は人事課に提出せしものにして総会の議事録は北川書記に於て作製せらる。

七月十二日（金）才一回才一小委員会

議事録は野口書記作成

裁判所構成法につき考慮すべき問題

才一、裁判所関係

一、最高裁判所

(一) 構成

- (イ) 裁判官の員数は何名を相当とするか。
- (ロ) 部の設置は如何にすべきか。

(二) 裁判管轄

- (イ) 法律等の違憲を理由とする上告の外、一般の法令違反を理由とする上告をも扱はしむべきか。
- (ロ) 特別管轄の事件を認むべきか。(現行裁判所構成法才五十条才二号参)

(三) 裁判官

- (イ) 任用資格は如何にすべきか。
- (ロ) 定年は何年を以て相当とするか。
- (ハ) 報酬は如何に定むべきか。

- (ニ) 裁判に於ける少数意見の発表を認むべきか。(裁判官に対する国民審査の為)

(四) 附属機関

- (イ) 裁判官を補助せしむる為補助官を設くべきか。
- (ロ) 下級裁判所の裁判官に任命すべき者の名簿の作成、諸規則の制定、其の他の事務を処理する為に設置すべき機関の構成を如何にすべきか。

(五) 名称

「大審院」の名称を改むべきか。

二、下級裁判所

(一) 種類

如何なる種類の裁判所を設くべきか。
―簡易裁判所、巡回裁判所についても考慮のこと。

(二) 構成

各種の裁判所につき、合議制とすべきか単独制とすべきか。

(三) 裁判管轄

(1) 各種の裁判所につき管轄を如何に定むべきか。

(2) 特別管轄の事件を認むべきか。(現行裁判所構成法才三十八条参照)

四 裁判官

(1) 任用資格は如何にすべきか。

(2) 定年は何年を以て相当とするか。

五 附屬機關

裁判官を補助せしむる為、補助官を設くべきか。

六 名称

「控訴院」等の名称を改むべきか。

三、行政事件につき特に考慮すべき事項

(1) 行政訴訟事項の範圍は如何にすべきか。

(2) 行政事件の處理につき特に考慮すべき点如何。

四、その他

(1) 心身の故障による裁判官の罷免を決定する機關並びにその手続は如何にすべきか。

(2) 裁判官の懲戒制度は如何にすべきか。

(3) 司法行政監督の系統は如何にすべきか。

裁判所書記、執達吏、廷丁の任命監督は如何にすべきか。

(4) 裁判所の豫算、収支等會計の運営は如何にすべきか。

(5) その他必要な事項

才二 検事局關係

(昭二二、七、九司、刑印)

一、検事局と裁判所との關係

1 検事局は裁判所に対し全く独立した官庁とするか、又は現在通り裁判所に附置された官庁とするか。

2 検事局の組織等に関する事項は、裁判所構成法中に規定するか、又は別個の法律により規定するか。

二、検事局と司法省との關係

1 最高裁判所に裁判所に関する司法行政事務を掌る機構が設けられる場合従来司法省所管の裁判所に関する司法行政事務は全部之を移譲すべきか。もし然りとすると司法省は之を存置すべきか。

2 司法省を存置する場合、検事総長を司法省の長官とする考えはどうか。

3 司法大臣と検事総長とを置く場合、其の両者の関係は現在通りとするかどうか。

三、検事局の組織に関する問題

1 全国的統一組織にするか、或は地方分散機構とするか。

2 裁判所と検事局とが完全に分離した場合現在のように裁判所の審級に依じて検事局を設ける必要があるか。

3 司法警察と行政警察とを完全に分離し司法警察を検事局の下に置くことはどうか。

四、検事に関する問題

1 検事の任免方法をどうするか。

2 検事の任用資格をどう定めるか。

3 検事の身分保障はどうするか。任期定年等はどうか。

4 検事と司法警察官との関係はどうか。

5 犯罪捜査に関する検事の強制権はどうするか。

6 公訴権は検事のみに行使させるかどうか。

7 起訴 審制度を設けることはどうか。

五、「検事局」「検事」等の名称を改むべきか。

最高裁判所裁判官国民審査法につき考慮すべき問題

一、審査権を有する者の範囲は如何に定むべきか。

二、投票の方法は如何にすべきか。

三、各裁判官の裁判に於ける意見を国民に周知せしむる方法は如何にすべきか（少数意見の発表については「裁判所構成法に関する問題」中「二、最高裁判所」の「裁判官」の項参照）。

四、その他必要な事項

刑事弾劾法につき考慮すべき問題

- 一、弾劾裁判所の構成―裁判官の員数並びにその選任方法を如何にすべきか。
- 二、訴追機関の構成―特別の機関を設くべきか。その構成を如何にすべきか。
- 三、弾劾の事由は如何に定むべきか。
- 四、訴追、審理、裁判の手続は如何にすべきか。
- 五、その他必要な事項

参考

(昭和二一、七、九、司、刑、印)

簡易裁判所に関する問題(刑事関係)

- 一、違警罪即決例を廃しそれに代る簡易裁判所(仮称)を設置することはどうか。
- 二、簡易裁判所の管轄
 - イ、違警罪事件に限るか、或は
 - ロ、或る程度の懲役刑又は罰金刑に処するのが相当と認められる事件を管轄すべきものとするか。
- 三、簡易裁判所の裁判官の資格をどうするか。

- 四、簡易裁判所に対する公訴権行使機関をどうするか。
- 五、簡易裁判所の手続をどうするか。
- 六、簡易裁判所と区裁判所との関係をどうするか。
 - イ、同等の裁判所とするか。
 - ロ、正式裁判所前の手続とするか。
- 七、簡易裁判所の裁判に対する上訴方法をどうするか。
- 八、簡易裁判所は全国にどの位設置するか。

臨時司法制院

1	司法省存屬	存	民士会	局
2	最高裁判所	大名称	置	局
3	同判事ノ数	九名	名	
4	同判事ノ地位	總判事	名	
5	同判事ノ定年	七才	才	
6	同判事ノ補佐	各三名	官三	
7	審級制度	三別	制	
8	定下級裁判官ノ年	六才	才	
9	行政裁判ノ級	二	制	
10	隨事裁判所ト分檢	分	離	
11	檢事總長ノ地位		分	

ヲ因置最
高檢
察會ニ
對シハ
長官
ヲ任
任檢
任教

七月十六日（火）才二回才一小員委会
議事録北川書記作製のこと

臨時司法制度改正準備協議会の議案
憲法改正に伴い司法制度改正について考慮すべき事項

才一、司法機関

一、司法省の存廃並びに権限

二、裁判所の組織並びに権限

（一）最高裁判所

（二）管轄

（三）裁判所の構成

（四）判事の数、資格、並びに定年

（五）国民の審査

ハ事務局の組織並びに権限

ニ其の他の事項

(二)下級裁判所

イ)種類及び数

ロ)管轄

ハ)裁判所の構成

ニ)判事の数、資格並びに定年

ホ)審級

ヘ)審制の採否

ロ)裁判官の再任

ハ)其の他の事項

三)行政事件の管轄

四)其の他の事項

イ)弾劾裁判所

ロ)判事の待遇

三 検察庁の組織並びに権限

四 辯護士制度

臨時司法制度改正準備協議会議案に付ての各委員の意見

本稿は、民事局、刑事局、大審院、同検事局、東京控訴院、同検事局、東京民事地方裁判所、東京刑事地方裁判所、同検事局、行政裁判所東京の辯護士会の各委員より提出せられた意見書並びに協議会に於ける各委員の発言を録取した議事録より其の意見を要約したものである。

(昭和二二、七、一三印)

第一 司法機關

一、司法省の存廢並びに權限

民事局

司法省は存続せしめる法令立案の事務並びに人事行政事務（但し下級裁判所判事の名簿作成の仕事は大審院に於てこれを行う）を司法省に行はしめる。

刑事局

司法省は存続せしめ検察、行刑、保護、豫算、會計に関する事務を行はしめる下級裁判所の人事關係事務は最高裁判所に移す。

大審院

司法省は存続せしめて法令立案検察庁に対する事務行刑、司法保護、最高裁判所及下級裁判所の裁判官の任命に関する事務を行はしめる裁判所に関する予算關係事務の爲に内閣總理大臣の下に高等財務官を置く。

大審院検事局

司法省は廃止する裁判所關係の行政は最高裁判所事務局に檢察關係の行政は最高檢察庁に天々移す検事總長が司法大臣として内閣員となり檢察事務につき国会に対して責

任を負う。

控訴院

司法省は廃止する裁判所に関する行政事務は最高裁判所が行い會計の点は財務官を設け戸籍事務は内務省に登記事務は大藏省に移管する檢察、司法警察については別に治安省を設置する。

控訴院検事局

司法省は存置するが司法大臣の検事總長に対する指揮權を廢し検事總長を以て最高の檢察責任者とす。

検事も司法大臣の指揮を離れて身分の保障を受けた上法律によつて國民の審査に服せしめる司法省はかかる檢察庁の事務を除いてなお残る部分を司法省の事務として存置せしめる。

民事地方裁判所

司法省は廃止する裁判所に関する事務は最高裁判所に檢察に関する事務（行刑保護を含む）は最高檢察庁に、法立法に関する事務は法制局を統合した新機關に移す裁判所予算に関する事務は内閣總理大臣直屬の裁判所財務官をして取扱はしめる。

検事総長はその地位に於て（或は兼任國務大臣として）閣議に列席し該会に出席し国会に対し檢察につき直接責任に任すべきものとする。

刑事地方裁判所検事局

大體大審院検事局の案と同様である唯現在の法制局の仕事が司法機關の中に入れるべきである。

辯護士会

司法省を存置して行刑、保護、立法、予算案の行政事務を行はしめる。

二、裁判所の組織並びに権限

(一) 最高裁判所

(1) 管轄

民事局才一案

終審として

(1) 法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか否かが問題となつた事件の高等裁判所の判決に対する上告事件

(2) 高等裁判所の判決に対し従来の判例（最高裁判所、高等裁判所、大審院及行政裁判所の法律点に関する判例）に違反することを理由とする上告事件

判所の法律点に関する判例に違反することを理由とする上告事件

民事局才二案

終審として

(1) 控訴院の判決に対する上告並びに控訴院の決定命令に対する抗告

(2) 行政訴訟事件につき控訴院の爲したる判決に対する控訴

(3) 右の外法律命令規則又は処分が憲法に適合するか否かが問題となつた事件につきその上告（控訴院が上告審としてはなしたる判決に対しても更に上告を許すこと）

刑事局

(1) 違憲が問題となつた事件の裁判に対する上告（非常上告を含む）事件

(2) 従来の判例に違反することを理由とする上告（非常上告を含む）事件

大審院

(1) 地方裁判所事件の上告

(2) 控訴院の爲したる行政事件の才二審

(3) 違憲問題の事件

控訴院

最高裁判所は憲法の解釈の統一を其の任務とする事実及法律点に付ての上告は原則として高等裁判所（現在の大審院及控訴院を兼ねたる如きもの）に之を為すべきものとする

民事地方裁判所

- (1) 違憲が問題となつた事件の高等裁判所の裁判及地方裁判所が違憲を宣告した裁判に對する上訴事件並に下級裁判所より違憲が問題となつた為移送せられた事件
- (2) 高等裁判所の裁判に對し從來の判例に違反することを理由とする上訴事件
- (3) 高等裁判所の判決に對して特に法律を以つて認められたもの（例へば死刑判決、重大なる法令違背の判決で最高裁判所に於て上訴を許容した事件等）に對する上訴事件

行政裁判所

- (1) 法律命令規則又は処分が憲法に適するや否やを決定する事件
- (2) 政治外交其の他重大なる事件

辯護士会

- (1) 憲法が問題となつた事件につき最終審としてその法令が違憲なりや否やを判決する

同從來の判例に違反することを理由とする上告事件

(2) 法令違反を理由とする控訴院の才二審事件に對する上告（刑訴四一二、四一四を含む）

(3) 行政事件の上告

(4) 裁判所の構成

民事局才一案

大審院判事の数多数なるときは民事刑事行政訴訟部に分けるが少数のときは總て一部とする

大審院

左の部局を設置する

憲法部一部（判事七名の合議制）民事部二部刑事部二部行政部一部（各三名の合議制）

法規部（七名）院長各部長上席判事一名の合議制年一回を原則として諮問機關として辯護士会の意見を徴す

司法行政局其の内容は大審院事務局の項參看

民事地方裁判所

判事の数は少数とし一つの合議体とする判事の事務を補佐する為相当数の調査官を置く

辯護士会

判事三名の合議制による裁判部に分つの外法規行政部（事務局）財務部を設ける

判事の敘資格並びに定年

民事局別案

判事の数は九名位とする。資格は制限を設けず、定年は長官七十五才、判事七十才とする。

刑事局

判事の数は九名位とし判事一名に付調査官三名を附する。資格については或る程度の制限を設ける（例へば二十年以上判事、検事、辯護士、大学教授、高等行政官たりし者その他法律家にして人格識見の卓越した者）定年は院長を含め七十五年とする

大審院

判事は十六名とし、別に同数又は約二十名位の判事補を置く

控訴院

判事の数は長一名判事七名判事補一名合計九名とする、判事の定年は七十五才とする

民事地方裁判所

判事の数は少数（九名位）とし判事の事務を補佐する為相当数の調査官を置き、任用資格に付いては別段の制限を設けないが任用については慎重な詮衡委員会の意見を聴くものとする。尙或程度の制限を設くべしとの少数意見もある

行政裁判所

判事の数は九名位とし、親任官級の地位とする。資格は二十年以上判検事、行政裁判所長官、評定官、辯護士、大学教授、高等行政官の職にあつたものその他法律家で人格識見の卓越した者とする。定年は七十五年とする

辯護士会

判事の数は十六名として内一名を長官とする。裁判官一名に調査官三名を配置す

る。資格は辯護士の実務又は辯護士の実務と裁判官の実務を通じて二十五年の経歴のあるもののうちより選ぶ。定年は七十五年とする

二 国民の審査

大審院

内閣の最高裁判所判事の任命を国民投票により審査するのは民主主義の建前から当然であるが果して運用上うまく行くかどうかには疑問がある

（附）事務局の組織並びに権限

民事局別案

最高裁判所に事務局を置き下級裁判所の人事行政（下級裁判所判事の名簿作成）各種規則の制定その他一般調査事務の補助に当らしめる

刑事局

最高裁判所に事務局を置き、人事規則制定その他一般の調査事務の補助に当らしめる

大審院

司法行政局長各部長上席判事一名合計七名の合議制として下級裁判所判事指名

簿作成及修正（年二回を原則とする）の事務を行い関係辯護士会をして一定数の候補者を申出でしめ審査の上名簿に編入する局内に調査部を設け刑事民事行政の三課に分ち夫々下級裁判所の裁判事務の調査を行い又別に判事名簿に関する課を設置する

民事地方裁判所

事務局は下級判事の名簿作成規則制定その他一般の調査事務を管掌し之が為必要な部課を設ける外各種委員会を置く

尚事務局の下に司法研修所を設け司法官又は辯護士たるべき者を試験として一元的に訓育する外司法官辯護士の指導教育研究の機關たらしめる

三 其の他

民事局別案

大審院の名称を最高裁判所と改め判事の待遇は親任官級とする

刑事局

大審院の名称は存置し又小致意見の発表を認むること

民事地方裁判所

大審院の名称を最高裁判所と改める但大審院の名称を保存するを可とする少数意見がある尙少数意見の発表を認める

行政裁判所

大審院判事の待遇は現在の親任官級とする

辯護士会

最高裁判所の長官の待遇は内閣総理大臣と同一裁判官は國務大臣と同一とする

(二) 下級裁判所

1) 種類及数

民事局才一案

種類は控訴院、地方裁判所、区裁判所とする

民事局別案

種類は高等裁判所(全国七ヶ所) 地方裁判所、区裁判所とする

刑事局

控訴院、地方裁判所、区裁判所、簡易裁判所とする

大審院

控訴院、地方裁判所、区裁判所、小額裁判所調停裁判所とする

控訴院

最高裁判所、高等裁判所及単独制の才一審裁判所とする

民事地方裁判所

下級裁判所の種類は高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所とする。高等裁判所は東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌の七ヶ所とする

辯護士会

下級裁判所の種類を控訴院、地方裁判所、簡易裁判所に分つ

(四) 管轄

民事局才一案

控訴院の管轄は

(1) 地方裁判所の才一審判決に対する控訴並に地方裁判所の決定及命令に対する抗告

(2) 区裁判所事件につき地方裁判所が才二審として為した判決に対する上告並に決

定及命令に対する抗告

(1) 違憲問題を包含する事件にあつては控訴院の爲した上告判決に対し更に大審院に上告することを得るものとする

(2) 裁判所構成法戦時特例才六条の如き規定を設ける

行政訴訟事件の才一審

地方及区裁判所の管轄は大体現行通りとする但区裁判所の判決に対しては地方裁判所に控訴し地方裁判所の爲したる控訴判決に対しては控訴院に上告するものとする

民事局別案

高等裁判所の管轄は地方及区裁判所の才一審判決に対する上告事件とする即ち原則として二審制度とし地方及区裁判所の判決に対しては事実点及法律点に付高等裁判所に上告を爲し得るものとする。但し違憲問題の事件にあつては、高等裁判所の上告判決に対し更に最高裁判所に上告することを得るものとする従来判例違反の判決に対しても亦同様である

地方裁判所区裁判所は才一審裁判所とする

行政事件の才一審は地方裁判所の管轄とする

区裁判所の事物の管轄を引き上げ例へば民事に付金額三千円位とする

東京控訴院に大審院の管轄に屬しない非常上告事件及特別事件（別途に考慮する）の管轄を認める。

簡易裁判所は違警罪即決例廃止に伴い最少限度違警罪事件を管轄するものとするか其の他にもその管轄に屬せしむることを適當とするものがあるか否に付て研究を爲すべきである

大審院

(イ) 控訴院は区裁判所、小額裁判所、調停裁判所を才一審とし、地方裁判所を控訴審とする上告事件及地方裁判所を才一審とする控訴事件及行政事件の才一審を管轄し(ロ) 地方裁判所は区裁判所、小額裁判所調停裁判所を才一審とする控訴事件及区小額調停裁判所の管轄に屬しない才一審事件を管轄する。(ハ) 区裁判所、小額裁判所、調停裁判所は夫々才一審裁判所である。

控訴院

高等裁判所は、原則として事実及法律点に付てそのすべての控訴及上告を管轄する。単独制の才一審裁判所も違憲問題を取扱う。

民事地方裁判所

- (イ) 高等裁判所は地方裁判所に対する上訴事件を取り扱い
- (ロ) 地方裁判所をば民事刑事事件及行政事件の才一審裁判所とし又簡易裁判所の裁判に対する異議申立事件につき才一審としての審判をする
- (ハ) 簡易裁判所は簡易事件の審判をする但違憲事件の取扱いはしない。

辯護士会

控訴院は(イ)地方裁判所の才二審事件で最高裁判所の管轄に属しない事件(ロ)覆審として地方裁判所の才一審事件の控訴事件を管轄する
地方裁判所は(イ)覆審として区裁判所の控訴(ロ)区裁判所に属しない才一審事件(ハ)行政事件の才一審事件を管轄する

区裁判所の管轄は大体现行法に従う。但訴価に付ては金二千円を五千円程度に改め又調停事件の不成立となつた場合その性質により地方又は区裁判所に訴をして緊屬せしめる。簡易裁判所は小額民事又は軽微刑事事件の裁判を簡易手続に依つて行う。

区裁判所の構成

民事局別案

大都市の地方裁判所には民刑事部の外行政事件部を設ける

大審院

(イ) 控訴院は上告部、民事部、刑事部、行政部に分ち三名の合議制とし部の意見によつては部員一名をして事件の審判をすることを得しめる。(ロ) 地方裁判所の部は三名の合議制とし部の意見に依つては部員一名をして事件を審判せしめ得るものにする尙常設部と巡回部を分ち巡回部に支部事件を担当せしめる(ハ) 小額裁判所調停裁判所は区裁判所判事補をして当らしめる

控訴院

一審裁判所はすべて単独性として高等裁判所は三名の合議制とする所長制を廢止し上席部長が行政事務を行う

民事地方裁判所

高等裁判所は三名の合議制とし地方裁判所も三名の合議制とするが事件の性質によつては部員(受命判事)が単独にて審判し得る途を開く、簡易裁判所は単独制とする尙高等裁判所に事務局を置き規則制定その他調査事務を掌らしめる

辯護士会

控訴院は三名の合議制地方裁判所は単独制とし巡回部を設けて支部事件を取扱はしめる、区裁判所は単独制とする

(二) 判事の教資格並びに定年

民事局別案

高等、地方、区裁判所を通じ判事資格を限定し定年は六十五年とする

刑事局

下級裁判所の判事の定年は六十五年とする

大審院

控訴院には判事と同数又はそれ以上の判事補を置き、地方裁判所には事情に依りその判事の三倍程度迄の判事補を置く区裁判所も地方裁判所に準ずる又特殊の民商海事事件特許事件の審判に付特別の顧問を置き之に補助を為さしめ得る但裁判に関与せしめることを得ない

控訴院

下級裁判所判事の定年は六十五才とする

民事地方裁判所

高等裁判所判事の任用資格は法律を以て之を定める例へば地方裁判所判事五年以上辯護士十年以上の経験者又は最高裁判所の任用審査会に於て詮衡の上適任者と認められた者とする定年は七十才とする地方裁判所判事の任用資格も法律を以て定める例へば判事補弁護士五年以上の経験者又は最高裁判所の任用審査会に於て詮衡の上適任者と認められた者とする定年は七十才とする

簡易裁判所の判事の資格定年は地方裁判所と同様とする高等裁判所及び地方裁判所に判事補を置き判事を補佐せしめる但裁判事務は行はしめない

弁護士会

弁護士の実務十年以上の経験者中より詮衡する年令を四十才以上のものに限るとの意見もある定年は七十年とする

内閣級

民事局才一案

① 区裁判所は区裁判所事件の才一審裁判所とし、② 地方裁判所は区裁判所事件の控訴及地方裁判所事件の才一審裁判所とし、③ 控訴院は区裁判所事件に付地方裁判所の才二審としてなした判決に対する上告並に決定及命令に対する抗告、地方裁判所が才一審としてなした判決に対する控訴並に地方裁判所の決定及命令に対する抗告裁判所とし、④ 最高裁判所（大審院）は控訴院の為した判決に対する上告並に控訴院の決定及命令に対する抗告行政事件に付控訴院の為した判決に対する控訴及違憲問題を包含する事件の控訴院の為した上告判決に対し更に大審院に為すべき上告並に裁判所構成法戦時特別才六条の如き規定に従つて為さるべき上告を管轄する裁判所とする

民事局別案

区裁判所、地方裁判所は何れも才一審裁判所とし高等裁判所は才二審たる上告裁判所とする、最高裁判所は法律命令規則又は処分が憲法に適合するか否かが問題となつた高等裁判所の判決及従米の判例（最高裁判所、高等裁判所、大審院及行政裁判所の法律点に関する）に違反することを理由とする高等裁判所の判決に対する上告裁判所とする。

刑事局

大審院を上告審とし控訴院を控訴審とし地方裁判所以下の裁判所を才一審裁判所とする。控訴審は終審とし控訴理由は現在の上告理由程度とする。

大審院

① 区裁判所（調停裁判所に於ける調停不成立の場合異議申立事件を含む）小額裁判所を夫々才一審裁判所とし② 地方裁判所を区裁判所並に小額裁判所事件の控訴裁判所及地方裁判所事件の才一審裁判所とし③ 控訴院を区裁判所並に小額裁判所事件の上告裁判所及地方裁判所事件の控訴裁判所とし④ 大審院を地方裁判所事件の上告裁判所とする

控訴院

原則として単独制才一審裁判所と高等裁判所の二審制とし最高裁判所は憲法の解釈及法律解釈の統一を其の任務とする

民事地方裁判所

原則として地方裁判所高等裁判所の二審制とし最高裁判所は特別事件（最高裁判所は特別事件（最高裁判所の管轄の項参看）を取扱い尚地方裁判所は簡易裁判所

の異議申立事件に付才一審として審判する

弁護士会

(1) 区裁判所を才一審裁判所（簡易裁判所の異議申立事件を含む）とし(2) 地方裁判所を区裁判所事件の控訴裁判所及地方裁判所事件の才一審裁判所とし(3) 控訴院を区裁判所事件の上告裁判所及地方裁判所事件の上告裁判所とし(4) 大審院を地方裁判所事件の上告裁判所とする

審判事件の採否

刑事局

審判は採用する但其の内容実施の期日に付ては慎重考慮すること

大審院

裁判所は其の意見により事実確定の爲民事事件に付ても 審判を採用することを得るものとする

民事地方裁判所

民事行政事件に付ては 審判を認めない

弁護士会

刑事事件に付ては成可く速に実施する。民事事件に付ても 審判を研究する。

(1) 裁判官の再任

民事局別案

下級裁判所の判事は十年の任期を過ぐるも原則として再任せられるものとする。

刑事局

原則として再任せられるものとする。

民事地方裁判所

再任せられるものとするがその詮衡に当つては特に慎重を期する。

弁護士会

憲法成文に任せ格別の定を要しない。

(4) 其の他の事項

刑事局

下級裁判所にも選憲法令審査権を認める。

控訴院

単独制下級裁判所も選憲問題を取扱う

弁護士会

判事はすべて弁護士より選任せられるがその母体たる弁護士の試験は司法省
管下の一元的機関で養成する

行政事件の管轄

民事局才一案

控訴院を行政訴訟の才一番とし大審院を才二審とする出訴事項は列挙主義を廢
し包括主義とし法律に別段の定を為さない以上すべて行政訴訟を提起し得るも
のとする

民事局別案

行政事件の才一番は地方裁判所とし才二審は、高等裁判所とする最高裁判所は
特別の事件（最高裁判所の管轄の項参考）のみを取扱う
行政事件の出訴事項は制限せず又其の訴訟手続は大体民事訴訟法に依る

控訴院

単強制下級裁判所は才一番として高等裁判所は才二審として行政事件を取扱う。

大審院

行政訴訟に付ては控訴院を才一審裁判所とする

控訴院

違法なる行政処分により権利又は利益を害せられたる場合には訴願の方法に依
らず直ちに通常裁判所に出訴することを得るものとする

（訴願の方法を認めた場合にも最終審は通常裁判所の判断を受けるものとする）

民事地方裁判所

行政事件に於ても二審制を原則とし才一審を地方裁判所才二審を高等裁判所と
する大審院に出訴し得るは特別の事件に限る（大審院の管轄の項参考）

行政裁判所

行政訴訟事件を審理する裁判所を左の二種とする

(一) 高等行政裁判所

(二) 普通行政裁判所

高等行政裁判所は東京に一ヶ所置き六部位に分ち各部は五名の裁判官を以て組
織する。（内三名は行政官出身者たること）

裁判官の資格は三年以上行政裁判所評定官の職に在つた者七年以上高等行政官判事大学教授の職にあつた者又は七年以上弁護士として実務に従事した者とする。定年は七十年とする。

管轄は(1)普通行政裁判所の判決に対する控訴(2)中央行政官庁の処分に対する才一審

普通行政裁判所は現在の各地方裁判所所在地に置き一部又は数部を設け各部三名の裁判官を以つて組織する(内二名は行政官出身者たることを要する)裁判官の資格は三年以上高等行政官、判事、大学教授の職にあつた者又は三年以上辯護士として実務に従事した者とする、定年は六十五年とする。

管轄は高等行政裁判所に才一審として出訴すべき事件を除き其の他の行政訴訟事件の才一審の裁判を行うものとする。

辯護士会

行政事件は司法裁判所に於て之を取扱い行政官庁の処分に対し直ちに裁判所に
出訴し得ることとし控訴上告を許す。

四、其の他の事項

(1)弾效裁判所

刑事局

弾效の事由及訴追機関に付研究を要する

大審院

国民が議會に請願し請願委員会が訴追機関となることも一案である。

控訴院

最高裁判所又は高等裁判所に於て公の弾效訴追権を有するものとする。国民個人も又議會に対する請願と同様の手續により訴追し得るものとす。

民事地方裁判所

訴追は人民の直接訴追を認めず寧ろ議會内に議員より成る委員会を設け之に訴追を行はしめる、手續は訴訟形式を採用する。

行政裁判所

訴追事由は判事懲戒法に掲げられたるが如き事項とする。

(2)判事の待遇

民事局別案

大審院判事の待遇は親任官とする。

民事地方裁判所

一般官吏と区別し極めて高い待遇を受くるものとする。俸給は裁判所構成法に明示するも進級制を認めない。

辯護士会

大審院長は内閣総理大臣と同一、大審院判事は國務大臣と同一とし下級判事の待遇も画期的引上げる。

三、検察庁の組織並に権限

民事局別案

検察庁に付ては特別法を以て別に規定する

刑事局

(1)職務の公正なる行使を担保する為一般行政官とは別異の身分保障を法律を以て定める

(2)現在の統一的検察庁組織は存置する

(3)検事総長と司法大臣との関係は現行通りとする

(4)検事には判事に連する再任期間定年制等を設ける

(5)直屬司法警察官吏を設ける

控訴院検事局

司法省の存置を前提とする場合にも司法行政に付ては司法大臣が監督するが檢察事務の指揮監督は検事総長が之を為す検事総長と司法大臣との兼任は認めない、又検事総長は内閣員とはならないで国民審査の形式で檢察行政に付国民に責任を負う検事は法律によつて身分の保障を受けることとする。

地方検事局

司法省を廃止して検事総長と司法大臣は兼任とし最高裁判所の管轄に帰屬せしめるもの以外の檢察行政其の他の司法行政事務は全部大審院検事局の管轄とすべきである検事は法律によつて其の身分を保障する

辯護士会

検事の身分は法律を以て保障する

四、辯護士制度

刑事局

公的地位を高める為全国的組織を強化する

辯護士会

一、辯護士の職務及資格

(1) 辯護士の性格

辯護士は現行辯護士法第一条に定められて居る様な私益代理の職業人としてのみでなく人権尊重法律秩序の法的文化興隆に付重要な責任を分担する公共的性格を有するものとする。

(2) 辯護士の資格

(1) 試験制度は維持する

(2) 試験制度を強化する

(3) 実務年限実歴手腕人格等に依り適当な階段を設ける例へば大審院事件を

取扱い得る辯護士を制限する

(4) 入会審査を厳重にする

(5) 法定年制を考慮する

二、辯護士名簿

(1) 辯護士たるには辯護士名簿に登録することを要する

(2) 辯護士業務を行うには辯護士会に入会することを要する

三、辯護士の権利義務

辯護士の性格変化に伴い改正する

四、辯護士会

(1) 辯護士の公的地位強化の為辯護士会の組織を強化統一する例えは各地方裁判所毎に辯護士会を設けると共に日本辯護士会聯合会の法的充実強化を為す又現行法の如く三百名以上の辯護士が居れば一地方に辯護士会を一以上設け得ることとする

(2) 辯護士会の事業

(1) 会員の修練陶冶に関する施設（指導研究所設置等）

(2) 会員の品位の保持向上に関する処置

(3) 会員の法律教育に対する寄与指導

(4) 法律の運用其他司法関係に付批判検討建議

(5) 予防司法の連動（法令普及遵法徹底保護事業強化）

(7) 法律扶助法律相談の拡大

(8) 調停公証事業の取扱

(9) 或種の法律事務の受任

(10) 会員に対する或程度の業務の公平分配

(11) 内部規定条令の制定

(3) 辯護士会の特権

(1) 司法関係各種の調査審議協議等には常に直接参画せしめる

(2) 司法一体の一翼として司法改善発達に協力せしめる

(3) 司法官の推薦並びに司法人事に付意見を述べる

(4) 司法監察に干渉する

(4) 会員の綱紀肅正を強化する

(1) 調査機関を常置し会員の品位保持綱紀肅正に努める

(2) 信實必罰を厳にし会員の懲戒を勵行する

(5) 辯護士会の自治を確立する

其法律事務取扱の取締に関する件を辯護士法中に加へる

七月十九日(金) 才三回才一小委員会

談事録 野口書記作成

簡易裁判所規定試案

(昭二二、七、一九刑総印)

一 数

全国の警察署単位毎に設置し必要に応じて多少の増減を為すこと(本年四月一日警察

署数二、二七)

二

裁判官の構成及資格

(1) 構成は単独制とす

(2) 資格は通常の下級裁判所判事たるの資格を有する者(但し予備判事を以ても補し得る)及学識経験者にして詮衡委員会の詮衡を経たる者とする事

三

管轄

(1) 令状発布(憲法改正草案三〇条 三二条参照)

(2) 公開法廷に於ける拘禁理由の告知(同三一条参照)

(3) 一定の事件の審判

罰金、拘留、料料に処すべき事件を審判する

(備考、違背罪即決例及び略式命令制度は之を廃止すること)

四 検事の職務

原則として検事（大部分通常裁判所の検事と兼任）が之を行うこととするも、特定の（検事直屬又は検事の指定したる）司法警察官をして、検事の職務を行はしめ得ることとすること、但し司法警察官の公訴の提起は拘留又は材料に該る事件に限るものとする事

五 手続

現行刑事訴訟法中区裁判所に関する規定を原則として準用するも手続の簡易化を計る為左の諸点を考慮すること

(1) 口頭起訴を認むること、此の場合裁判所書記調書を作成すること

(2) 起訴と判決言渡との間の時間を短縮する様考慮すること（例へば刑事訴訟法三三二

条の不適用、弁論終結と判決言渡との間の時間を法定する等）

(3) 調書判決を認むるは勿論有罪判決には、主文、罪となるべき事実、適用したる罰条の記載を以て足ることとする事

(4) 公判調書は訴訟手続の要領の記載を以て足ることとする事

(5) 巡回裁判の精神を酌み公判開廷場所に付考慮すること

(6) 其の他必要なる事項

六 通常裁判所との関係

簡易裁判所にて審判するを相当でないと思料するとき又は被告人が簡易裁判所にて審判を受けることに異議あるときは事件を地方裁判所（現在の区裁判所）へ移送すること

七 上訴

控訴院へ為すこと

七月二十日（土）才四回才一小委員会

議事録は北川書記作成のこと

簡易裁判所に関する試案

(民事局)

(一)設置

各市町村毎に、或は警察署単位に原則として一個を設置する。

(二)構成

単独制とし、各裁判所に一名又は二名以上の判事を置く。

(三)裁判管轄

(1)和解事件

(2)督促事件

(3)調停事件

(4)非訟事件中比較的簡単なもの

例 過料事件

戸籍事件

親族、相続関係の事件

(四)訴訟事件

訴訟物価値が一定額以下の事件

当事者双方の合意による事件

但し裁判所が簡易手続によることを相当としないと認めたときは地方裁判所(現在
在の区裁判所)に移送することができる。

四 判事

(1)任用資格

刑事局案に同じ

(2)定年 六十五年

(3)報酬

(四)司法委員

当該簡易裁判所の管轄区域内に住所を有する者の中から予め地方裁判所長が選任する。

判事は事件につき司法委員二名を指定して審理に立会はしめ、裁判についてその意見を徴することができる。

調停委員を兼ねしめる。

内 訟 手 続

④ 訴の提起は口頭によることを得しめる。
 ⑤ 当事者に審訊の機会を与へることを要する外は一切の手續を判事の自由裁量とする。

⑥ 判決書には主文、請求の趣旨及び原因を記載すれば足りる。
 ⑦ 判決に対する控訴は地方裁判所の管轄とする。
 控訴審の訴訟手續は、才一審の訴訟手續を基礎とせず、改めて才一審の訴訟手續によることとする（所謂続審手續によらず續審主義による）。
 控訴審の判決に対しては最高裁判所に上告することができる。

自昭和十七年 財産権上の請求に関する訴訟物の価額別件数
 （地方裁判所才一審通常訴訟事件）

価額別	年 度 別	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年
千 円 まで		一九五	二四五	三二六	四三六	三八〇	四五九	三七二
二千五百円まで		九六三四	九〇〇九	八五〇六	七五五七	六七三二	六四三八	六一七九
五千円まで		四九六六	四三八四	四〇一五	三八五四	三七二二	三八〇八	三八六一
一万円まで		二二五一	二二二二	二二一七	二〇五五	二二〇一	二二〇六	二二八一
五万円まで		一五一八	一五一四	一五〇三	一四五八	一五五一	一七六一	一八二三
十万円まで		一三二	一三三	一一九	一四〇	一六八	一五一	一九〇
五十万円まで		七七	六一	七六	七九	八四	一一三	九九
百万円まで		六	四	七	五	八	一〇	九
百万円を超えるもの		三		二	六	一	二	五
合 計		一八七八二	一七五六二	一六六六一	一五五九〇	一四七三七	一四九四八	一四八一九
								一四〇二〇

自昭和十年
至同十七年

財産権上の請求に関する訴訟物の価額別件数割合調

(区裁判所通常訴訟事件)

価額別 年次別	百 で円		五百 で円		千 で円		千 円を 越ゆる		合計 件数
	件数	割合に 対する	件数	割合に 対する	件数	割合に 対する	件数	割合に 対する	
昭和十年	八六四五一	51%	六四九七九	37%	一八六九三	11%	一三三	1%	一七二五六
昭和十一年	七七五七〇	49%	六〇三八四	39%	一七二六八	11%	一〇三六	1%	一五六一五八
昭和十二年	六四一四五	46%	五三五一三	40%	一六七六四	13%	八五七	1%	一三三二七九
昭和十三年	五〇六六二	46%	四九〇八二	41%	一三五七八	12%	七三二	1%	一一〇〇五四
昭和十四年	三七七六八	44%	三三二五五	41%	一一五五一	14%	五九一	1%	八五二六五
昭和十五年	二七四八一	41%	二八二〇〇	43%	一〇二三五	15%	六五八	1%	六六四七四
昭和十六年	二〇二二三	38%	二二一四五	44%	九一九六	17%	五八五	1%	五三〇四九
昭和十七年	一二七九四	33%	一七五八四	46%	七六二八	20%	五一七	1%	三八五二三

自昭和十年
至同十七年

財産権上の請求に関する訴訟物の価額別件数調

(区裁判所通常訴訟事件)

価額別 年次別	百 で円		五百 で円		千 で円		千 円を 越ゆる		合計 件数
	件数	割合に 対する	件数	割合に 対する	件数	割合に 対する	件数	割合に 対する	
昭和十年	八六四五一	51%	六四九七九	37%	一八六九三	11%	一三三	1%	一七二五六
昭和十一年	七七五七〇	49%	六〇三八四	39%	一七二六八	11%	一〇三六	1%	一五六一五八
昭和十二年	六四一四五	46%	五三五一三	40%	一六七六四	13%	八五七	1%	一三三二七九
昭和十三年	五〇六六二	46%	四九〇八二	41%	一三五七八	12%	七三二	1%	一一〇〇五四
昭和十四年	三七七六八	44%	三三二五五	41%	一一五五一	14%	五九一	1%	八五二六五
昭和十五年	二七四八一	41%	二八二〇〇	43%	一〇二三五	15%	六五八	1%	六六四七四
昭和十六年	二〇二二三	38%	二二一四五	44%	九一九六	17%	五八五	1%	五三〇四九
昭和十七年	一二七九四	33%	一七五八四	46%	七六二八	20%	五一七	1%	三八五二三

自昭和十年
至同十七年
和解事件總數及其の結果調

年次	件數	旧	新	計	既	未
昭和十年		五一三	三〇、九九八	三一、五一	三一、〇九九	四一二
同十一年		四一二	二四、六〇五	二五、〇一七	二四、四五五	五六二
同十二年		五六二	一七、一一一	一七、六八三	一七、二五八	四二五
同十三年		四二五	一三、三〇二	一三、七二七	一三、二五〇	四七七
同十四年		四七七	九、五三三	一〇、〇一〇	九、七二四	二八六
同十五年		二八六	五、九〇八	六、一九四	五、九九六	一九八
同十六年		一九八	四、〇七一	四、二六九	四、一五四	一一五
同十七年		一一五	二、四六〇	二、五七五	二、五〇四	七一

自昭和十年
至同十七年
督促事件總數及其の結果調

年次	件數	旧	新	計	既	未
昭和十年		一九	二八〇、三四七	二八〇、三六六	二八〇、三三二	一九
同十一年		三四	二五三、三二七	二五三、三六一	二五三、三四二	三四
同十二年		一九	二〇一、四五九	二〇一、四七八	二〇一、四六三	一九
同十三年		一五	一五四、七〇〇	一五四、七一五	一五四、七一	一五
同十四年		三	一一三、三六七	一一三、三七〇	一一三、三四三	三
同十五年		二七	八一、五六〇	八一、五八七	八一、五八二	二七
同十六年		五	六四、二七七	六四、二八二	六四、二七二	五
同十七年		一〇	四七、三二二	四七、三三二	四七、三三一	一

昭和二十一年七月二十日司法法制審議会才四回才一小委員会
午後二時

於司法省 会議室

梶田王査より民事局提出の簡易裁判所試案に付審議願ひ度旨の意見の開陳あり、兼子委員より立案趣旨に関する詳細な説明あり、各事項に付討議の結果司法委員に関する点は「判事は必要と認むる時は司法委員を置くことを得」と改め其の他原案通り可決起草委員及び同幹事を選任の上次回を米る二十三日午後一時三十分と定め午後四時三十分散会

七月二十三日（火）才五回才一小委員会
議事録 野口書記作成

簡易裁判所に関する牧野委員意見

- 一、簡易裁判所に於ては、被告人の利益を考慮し且つ事態の明確を妨げざる限り、刑事訴訟法の精神に則り、健全なる常識に従いて手続を進行することを得るものと為すこと。
- 二、簡易裁判所に於ては、刑の言渡を為すや否、刑の執行猶予を為すや否に関し、刑の目的が特に犯人の道徳的再生に在りて、希望は恐怖よりも効果あるものなることを十分に考慮すべきものと為すこと。

(二一、七、二二)

牧野委員案

民事（簡易裁判所）

- 一、簡易裁判所に於ては、当事者相方の利益を考慮し、且つ事態の明確を妨げざる限り、民事訴訟法の精神に則り、良識に従い手続を進行することを得るものと為すこと。

民事（簡易裁判所）

一、簡易裁判所に於ては、実状に即して、衡平の解決を得るが爲め、特に信義誠実の原則に依るべきものとし、法律の運用に於て条理を完うすることに十分の考慮を払うものと為すこと。

刑事（簡易裁判所）

一、判事は、必要と認めたるときは、司法委員を用いることを得るものと為すこと。

司法委員は、審理に立会い、事件に付裁判所に意見を具申するものとし、其の員数は二名と為すこと。

司法委員は適当と認むる者に就き裁判所之を定むるものと為すこと。

被告人は司法委員を用いることを請求し得るものと為すこと。

才一案

簡易裁判所は、一定の事件につき、訴訟法の精神に則り、努めて判事の健全なる常識に依り、簡易且つ迅速に手続を進行し、以て法律上の運用上実情に即して紛議を衡平に解決し、又は刑の適用については、公共の福祉を保持する外、尙特に犯人の更生に適応するよう考慮すべきものとする事。

才二案

新制度としての簡易裁判所の性質を明かにするため、裁判所法中簡易裁判所の章に於て、其の劈頭に次の如き二種の規定を設ける。

才 簡易裁判所に於ては、訴訟法の精神に則り、判事の健全なる良識に従つて、簡易且つ迅速に手続を進行する。

才 簡易裁判所に於ては、民事上、法律の運用に於て実情に即し信義則に従つて紛議を衡平に解決し、また刑事上、刑の適用に於て共同生活の規律を正し社会の秩序を保全すると共に（公共の福祉を保持すると共に）尙特に犯人を改悔せしめ之を社会生活に適応せしめるよう（更生せしめるよう）（社会的再生を為さしむるよ

う 考慮する。

才三案

民法に於て信義則の明文を設けるのに対応し、刑法に於ては、次の如き規定を設ける。
才九条の二（才二十一条の二） 刑の適用に付ては共同生活の規律を正し社会の秩序を保持すると共に）、尙特に犯人を改悛せしめ之を社会生活に適応せしめるよう（犯人を更生せしめるよう）（犯人を改悛せしめ社会的再生を為さしめるよう）考慮し、従て犯人の性格、年令及び境遇竝に犯罪の情状及び犯罪後の状況を考察し、特に左の事項を参酌する。

一 犯人の経歴、習慣及び遺伝。

二 犯罪の決意の強弱。

三 犯罪の動機が道義上又は公益上非難すべきものなりや否、又は宥恕すべきものであるや否。

四 犯罪が恐怖、驚愕、興奮、狼狽、挑発、威迫、群集暗示其の他之に類似する事由に基くものなりや否。

五 親族、後見、徒弟、雇傭其の他之に類似する關係を濫用又は蔑視して罪を犯し又

は罪を犯さしめたものであるや否。

六 犯罪の手段が残酷であるや否及び巧猾であるや否。

七 犯罪の計画の大小及び犯罪に因り生じた危険又は実害の軽重。

八 罪を犯した後 したや否、損害を賠償し其の他実害を軽減するため努力したや否。

（簡易裁判所の手続は訴訟法中簡易裁判所の章下に規定する）

（二一、八、一四―牧野委員提出）

裁判所法又は適當の法律中に次の趣旨の規定を設けること。

簡易裁判所は、訴訟法の精神に則り、健全な常識によつて、簡易且つ迅速に手続を行い、民事においては、法律に従い、実情に即して紛議を衡平に解決し、又、刑事においては、刑の適用につき、公共の福祉及び犯人の更生を併せて考慮するものとする。

昭和二十一年七月二十三日司法法制審議会才五回才一小委員会
午後二時

於司法省 会議室

梶田主査挨拶の後牧野委員より提出の簡易裁判所（民事及刑事）に関する試案及び裁判所
構成法につき考慮すべき問題中下級裁判所の部（一）裁判管轄（四）裁判官（五）附屬機関（六）名称を議
題に供し審議せられ度旨の意見の開陳あり牧野委員の試案については同委員より詳細なる
提案理由の説明あり各事項に付討議の結果全員一致原案通り起草委員に一任することに決
定次回を来る

二十四日午後一時三十分と定め午後五時三十分散会

七月二十四日（水）才六回才一小委員会
議事録 服部書記作成

検察庁設置に関する要綱案

（昭和二一、七、二四、刑、別印）

（刑事局試案）

検事局関係

一、検事局と裁判所との関係

1 検事局は裁判所に対し独立した官庁とすること。

2 検事局の組織等に関する事項は裁判所構成法とは別個の法律を以て規定すること。

二、検事局と司法省との関係

1 司法省を存置し、従来の如く検察、行刑、司法保護等につき所管すべきことは勿
論下級裁判所の裁判官の名簿の作成、規則制定権による規則制作等特に憲法に於
て認められた事務以外の裁判所関係（会計、供託、登記、戸籍等に関する事務）
並に司法に関する立法事務其他を所管せしめること。

2 司法省の長官としての司法大臣の外に検察庁の最高の長官としての検事総長を置
くことは現在通りとすること。

3 現在通り即ち司法大臣は検事局に対し検察に関する指揮監督権を有するものとする
こと。

三、検事局の組織に関する問題

1. 全国的統一組織にすること。
2. 現在通り各審級毎に検事局を設けること。
3. 完全に分離して司法警察を検察庁の下に置くことは望ましい、この理想の下に差
当り現在の警察制度の外に急速に検察庁直屬の司法警察官制度を設置すること。

四、検事に関する問題

1. 任命方法

内閣の発令

但し検事総長の任命は国会の推薦又は承認を要するものとする。

2. 任用資格

司法官試補と弁護士試補の両制度を合一し司法省に於て統一的に之を指導訓練し
一定の期間（例へば二年）の修習を了へて一定の考試を経たる者より任用するも
のとする。

検事任官の前に一定の期間（例へば二年）予備検事の段階を設けること。

一定年限以上判事、検事、司法事務官、弁護士、大学法料教授、助教授たりし者

にも任用資格を与へること。

試補たる資格なき者の特別任用に付ても考慮すること。

3. 検事の身分保障

刑法の宣告又は懲戒の処分依るに非ざれば其の意に反して免職せらるることな
きものとする。こと。（裁判所構成法才八十条）但し検事心身の故障の為に職務を
執ることが出来ない場合には之に退職を命ずることが出来る規定を設けること。

検事総長の任期は四年とし其の他の検事の定年は六十年とすること。

4. 検事と司法警察官との関係

現在通り、犯罪の捜査に当り検事は司法警察官をして之を補助せしむることとす
ること。

5. 犯罪捜査に關し検事に對し或る程度の強制權を認めること。

6. 公訴權は検事のみに行使させることを原則とすること。但し犯罪捜査に關し人權
蹂躪の告訴ありたる場合に於て検事の不起訴処分に対し裁判所に対し抗告を為し
得るの制度を設けること。

尙簡易裁判所に於ては過渡的に検事の指揮の下に司法警察官をして公訴を行うこ

とが出来るとすること。

2 起訴 審制度は之を認めないこと。

檢察權行使殊に不起訴処分の公正を期する為民意を反映せる監察制度を設けると。(憲法改正案才五十八条参照)

七月二十六日(金) 才七回才一小委員会

議事録は北川書記に於て作成のこと

行政訴訟ニ付考慮スベキ要綱

(行政裁判所試案)

才一 行政訴訟事項ノ範圍

一 抗告訴訟

法令又ハ行政庁ノ処分ニ依リ違法ニ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起

スルコトヲ得ルモノトスルコト

例外

特別ノ法律ノ規定ニ依リ他ノ行政庁ノ審査ニ委セル場合ヲ例外的ニ考慮スルコト、
此ノ場合ニ於テモ終局ニ於テハ司法裁判所ノ判斷ヲ受クル途ヲ拓クコト

二 當事者訴訟

公法上ノ權利又ハ義務ニ関シ國、公共団体又ハ私人相互間ニ争ノアルトキハ其ノ一方
ハ他ノ方ヲ相手方トシテ行政訴訟ヲ提起シ得ルモノトスルコト但シ私人間トハ一方ガ
行政上ノ權利ヲ賦与セラレタル場合ヲ謂フ

(備考)

民事訴訟ノ裁判ガ行政法規又ハ行政行為ノ效力ノ有無ヲ先決問題トスル場合ニ於テ
ハ民事裁判所ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ訴訟手續ヲ中止シ之ヲ行政裁判所ニ移送
シ得ルモノトスルコト

才二 裁判所ノ構成

一 下級裁判所ニシテ行政事件ヲ審理スル司法裁判所ヲ左ノ二種トスルコト

(一) 行政高等裁判所

(二) 行政地方裁判所

二 行政高等裁判所ハ東京ニ一個所置キ、行政ノ種類ニ依ジ敎部ヲ置キ各部三人ノ裁判官ヲ以テ之ヲ組織スルコト行政地方裁判所ハ各都道府県ニ一個所宛位ノ程度ニ置キ一部又ハ敎部ヲ置キ各部三人ノ裁判官ヲ以テ之ヲ組織スルコト

三 裁判官ノ資格

行政事件ヲ審判スル裁判官中ニハ相当年数以上高等行政官ノ職ニ在リタル者ヲ加フルコト

四 管轄

(一) 行政地方裁判所ハ抗告訴訟及當事者訴訟ニ付才一審トシテ裁判權ヲ有スルモノトスルコト

(二) 行政高等裁判所ハ前項ノ事件ニ付行政地方裁判所ノ裁判ニ對スル控訴ニ付裁判權ヲ有スルモノトスルコト

五 訴願

下級行政庁ノ処分ニ對シテハ先ス其ノ直接ノ監督庁ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル場合

ニ限り行政訴訟ヲ提起スルモノトスルカ否ハ各法律ノ定ムル所ニ依ルモノトスルコト法律ニ別段ノ規定ナキトキハ該処分ニ對シ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルモノトスルコト

才三 行政訴訟手續

行政訴訟ニ關シ特別ノ手續法ヲ制定スルコト

(備考)

特ニ次ノ事項ニ關シ民事訴訟法ト異ル規定チスルコト

- 一出訴期間
- 二訴訟参加
- 三書面審理
- 四公益弁護士員
- 五判決ノ效果
- 六執行停止
- 七訴訟費用
- 八訴訟代理
- 九処分ノ取消ト損害賠償

一、検事にも憲法改正案才七十六条の規定による判事の任期に準じ任期を設けよと云う意見があり、その理由は、検事の身分を保障し、之に捜査及び公訴のの権限を与え、而も任期を設けないときは、実質的に判事に比べて検事の身分保障が強大なものとなり権衡を失ふことになる云うにあるようである。

二、併し検事の任期を定めると云うことは、次のような諸点を考へると反対せざるを得ない。

(一)判事と検事職務は性質上全く異なるものである。云うまでもなく一方は司法であり、他方は行政である。此の差異は質的のものである。そして、新憲法の下に於ては、行政訴訟事件が司法の管轄に入るのみならず、裁判所は所謂法令審査権をも持つに至るのである。判事の職責の重大なこと、他にその比を見ないのである。

憲法改正案が、一方に於て裁判官の身分保障及び待遇について特段の配慮を示すと同時に、最高裁判所の裁判官に対する国民審査、裁判官に対する弾劾裁判所及び裁判官の任期等を規定した所以のものは総てこの判事の職責の重大性に鑑みたものである。蓋し裁判官をしてその職責を全うせしめる為には一面に於て、その地位を

ゆる意味で安固ならしめる要があるとともに、他面その重責に適しないような裁判官があつた場合には出来るだけ早くこれをその地位から去らせなければならぬ。ところが、この二つの要請は刑の上で全く相反するもので、その調和を図つたものが国民審査、弾劾、任期等であると考へられるからである。従つて事柄は、身分保障があるから任期が設けられたと云うような単純なものでは決してないのである。従つて又、裁判官とその職責を異にする行政官吏については、その職務の性質上或る程度特別の身分保障を設けても、必ず之に任期を伴はせならぬとは云へないのである。例へば新憲法の下に於ても会計検査院の検査官については、之に任期が設けられることを予想することは寧ろ困難である。内務省の発表によれば、司法警察官についても身分保障が考へられているが、これに任期を設けようとする考へはないようである。かような事で、検事についても身分の保障があることを理由に直に判事に準じ任期を設けよと云うことは正論と認め難い。

(二)選挙によらず政府による任命を主とする現在の官吏制度に於ては、官吏に任期を設けることは例外とすべきものとして考へる。それは恣意的な人事の行はれる危険性が極めて大きくなるからである。裁判官については、最高裁判所の指名した者の名簿に

よつて、内閣でこれを任命すると云う方法により恣意的人事の行はれないよう十分に保障があるため、はじめてその任期も首肯出来るのである。かような事実を看過して任期制度を拠に他の官吏にも拡充しようとすることは到底賛成し難いところである。

曰殊に任期制は行政官吏中でも職務の厳正を要請されることの大きい検事については一層強く反対しなければならない。即ち任期制を設ける場合人事が恣意的になる危険性の大きいことは前述した通りで検事に任期を設けることは検事の任命について行政権の干渉する機会を多くすることであり、その結果は検事の職能に鑑み、政治的考慮に基いた人事の行はれる危険性をそれだけ多くすることを意味するのである。若しそのような人事が一回でも行はれば、検事の任命は絶えず疑惑の眼を以て見られることもなり、反対の立場の政府の任命した検事は之を再任せしめないと云うような傾向を生ずるに至るであらう。斯る傾向の究極するところは、検事は自ら欲すると欲せざるとに拘らず政治的着色を蒙ることとなり、そのようなことは真面目な検事の到底堪へ難いところであらう。

曰衡平と云うことは大切である。若し検事の地位が判事と同様安固であり、その待遇

も又判事と同様であれば、職務に関する権限の差異は別としても、判事と同様任期を設けると云うことも考へて良いかも知れない。併し實際問題として検事について判事の同様の身分の保障及び待遇を望むことは不可能であらう。その点を顧慮せず検事に任期を設けた場合に敢て検事を志望する者は、判事になり得なかつた者、弁護士としてうまく行かない者又は何等かの政治的意図を持つ者が大部分で、真に検事の職務を天職と信じ、検察事務に生命を捧げようとするような者は、絶対ではないかも知れぬが、廖々たるものであらう。又当面の問題として、検事の任期が設けられた場合、判事と略同等の待遇を享有し、又その自負を抱いて来た現在の検事は或は判事に転官を希望し或は弁護士その他の職を求めてその地位を去り、又若し検事として留る者があつても、検察事務に対しこれまで通りの熱意を保ち続けるものは極めて少数となりはしないだらうか。

三、以上のような理由によつて単なる権衡論より発する検事の任期設定論には絶対に反対である。

四、併し、衡平論を離れても、検事に身分の保障を与え而も任期も設けないと云う場合、検事の権限濫用の虞があり之に對する公正担保の爲任期を設けることが考へられよう。

併しそれは決して有効でも適切でもない。蓋し任期を設ける場合には其の任期中は現在以上に強い身分の保障をせざるを得なくなり、かへつて監督権の行使を制約することとなる虞れがあるのみならず、権限行使に対する公正の担保としては間接に過ぎると思はれる。従つて権限濫用の場合については懲戒法を強力に活用した方が有効適切で、只検事が一般行政官に比し身分の保障の強い点も考慮し、例へば懲戒訴追事由を拡め懲戒委員会の構成を新に工夫し、又訴追についても、本廳長官単独の権限としないうような方法を研究する等によつて懲戒の強化を図ればよいと考へる。検事につき判事に準じた弾劾を考へることは大して意味がないと思う。蓋し判事については懲戒でも許されぬ免官を弾劾によつて為さしめるもので検事も懲戒によつては免官されないと云うことにすれば別であるが、それはかへつて検事の身分保障を現在以上に強くすることになるのみである。只弾劾の場合には懲戒に比べて民意が反映する点は考慮に値いしよう。民意を反映した検事の権限濫用防止の方策としては、憲法改正案才五十八条の規定による議会の調査権を、活用して檢察事務につき監察的機能を果し得るよう考慮し、此の議会の機能と懲戒とを適当に連繫せしめる方法を講ずることによつてその目的を十分に達することが出来ると考へる。

七月二十七日(土)才一小委員会才一回幹事会

議事録 野口書記作成

目午前 十時

至午後十二時三十分

裁判所構成法改正法律案要綱

(試案) 司法制度審議會
才一小委員会起草委員 昭二一、七、二七)

法律の名称

「裁判所構成法」を「裁判所法」と改めること。

才一最高裁判所

一、構成(憲法改正草案才七十五才一項参照)

裁判官十五名を以て構成し、内一名を長官とすること。

(備考) 部は設けないこと。

二、裁判管轄(憲法改正草案才七十七条参照)

最高裁判所は法律命令規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定し、又は法令

の解釈適用を確定し特にその統一を保持する為に次の事項に付て裁判権を有する

(一) 終審として上告。

(二) 訴訟法の規定によつて下級裁判所から移送を受けた事件に付て中間裁判をなすこと。

〔備考〕訴訟法中に左の規定を設ける

上告ハ左ノ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得

一、原判決が適用シタル法律命令規則又ハ有効ト判断シタル処分が憲法ニ適合セザル

コトヲ埋田トスルトキ

二、確定シタル事實ニ付法令ノ適用ヲ誤リタルコトヲ埋田トスルトキ

裁判所ハ適用スヘキ法律命令若ハ規則又ハ判断スヘキ処分が憲法ニ適合セザル疑ヒアルトキハ手續ヲ中止シテ中間裁判ヲ求ムル為事件ヲ最高裁判所ヘ移送スルコトヲ要ス

三、裁判官

(一) 任用資格（憲法改正草案才七十五条才一項参照）

裁判所の内少くも十名は、一定の期間下級裁判所の判事、検事、弁護士、大学教授等の職にあつた者を任命することを要するものとする。

(二) 定年（憲法改正草案才七十五条才一項参照）

年令が七十年に達したときは退官するものとする。

(三) 報酬（憲法改正草案才七十五条才五項参照）

本法により一定の年額を定め毎月均分した額の支払を受けるものとする。

〔備考〕金額は國務大臣の俸給、弁護士の収入等を参酌して定める。

四、審理及び裁判

(一) 小法廷

(1) 裁判官三名を以て構成し、先任の者、任命の日の同じ者が二名以上あるときは年令の多い者を以て裁判長とすること。

(2) 最高裁判所が受理した事件は、すべて小法廷に於て審査するものとする。

(3) 小法廷に於て、裁判官の全員が事件に対する判断に於て一致し且大法廷を開く必要がないと認めたときは、自ら判決をすることが出来るものとする。

但し、左の場合にはこの限りでないものとする。

一、法律の同一の点について、曾て大審院又は本法による最高裁判所に於て熟した判決を相当でないと認めたとき。

法律の同一点について曾て行政裁判所に於て為した判決を相当でないと認めるとき。

2 事件の判断の前提となる法律、命令規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

(二) 大法廷

(1) 裁判所全員を以て構成し、長官を裁判長とし、長官に差支がある場合は、先任の者、任命の日の同じ者が二名以上あるときは年令の多い者を以て裁判長とする。

回定足数

九名を以て定足数とすること。

(1) 裁判は過半数の意見によるものとする。

(2) 評議に於て意見を述べた判事は、その意見が少数であつた場合には、これを判決書に附記することを求めることができるものとする。

〔備考〕列席の人員は奇数に限るものとし、若し欠席の為に偶数となつた場合は、後任の者、任命の日の同じ者が二名以上あるときは年令の少ない者を除くものと

する。(行政裁判所法九条参照)

公開の法廷に於ける意見の開陳の問題

五、附屬機関

(一) 輔佐官 (仮称)

(1) 最高裁判所に三十五名の輔佐官をおき、裁判官を輔佐せしめるものとする。

(2) 輔佐官は一級官吏又は二級官吏とすること。

(3) 輔佐官は最高裁判所長官の具状により、内閣に於て任免するものとする。

(二) 事務局

(1) 最高裁判所に事務局をおき、事務局に於ては左の事務を掌るものとする。

1 下級裁判所の裁判官の名簿の調製その他人事に関する事項 (憲法改正草案オ七

十六条オ一項参照)

2 訴訟に関する手続その他の事項の規則の制定に関する事項 (憲法改正草案オ七

十三条オ一項参照)

3 裁判例の整理、公判に関する事項

4 裁判官、輔佐官、判事、補助及び録事の研究、修養に関する事項

5. 調査、統計に関する事項

6. 会計に関する事項

7. その他司法行政に関する事項

(四) 事務局長に事務局長一名をおき、事務局長は、一級官吏とすること。

(イ) 事務局に相応な員数の事務官をおき事務官は一級官吏、二級官吏及び三級官吏とすること。

(ニ) 事務局長及び事務官は、最高裁判所長官の具状により内閣に於て任免するものとする。

六、名称

「最高裁判所」と称すること。

長官の官名は「最高裁判所長官」裁判官の官名は「最高裁判所判事」とすること。

昭和二十一年七月二十七日司法法制審議会第一小委員会幹事会

午前十時

於 司法省 会議室

根本幹事を議長に推薦し同幹事議長就任挨拶の後起草委員試案にかかる裁判所構成法律案要綱につき内藤起草幹事より詳細なる立案趣旨の説明あり、奥野、兼子両委員及び各幹事より意見の開陳あり討議の結果若干の修正意見ありたるも大体において原案通り可決来る三十一日の小委員会に上程することと決定午後〇時三十分散会

七月三十一日 水 第八回第一小委員會議事錄 野口書記作成

特許事件ニ関スル現行手続 (一一、七、三〇)

第一、審查系統事件

特許出願 70
○ ○ ○ 審査手続 ○ ○ ○ 査定 17

登錄查定

拒絕查定

第二、審判系統事件

特許文

八
許
可
53

無効

參 無交

卷之七
七
七

請求
57
84

特許權

範圍

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

學ノ
明確
ノ
認

審判
4ノ

請求
84

— 107 —

—106—

改正試案

第一、審査系統事件ニ付テハ

(一) 拒絶査定ニ対スル不服申立ノ方法ヲ抗告審判ノ請求ト為サズシテ、再審査ノ請求ト為スコト

(二) 再審査ノ結果(裁決)ニ対シテハ東京控訴院ニ出訴シ得ルモノトナスコト(憲草七二条)

第二、審判系統事件ニ付テハ

初審決ニ対スル不服申立ノ方法ヲ抗告審判ノ請求ト為サズシテ、東京控訴院ニ出訴シ得ルモノトナスコト(憲草七二条)

第三、控訴院ニ対スル出訴手続、抗訴院ノ審判手続及控訴院ノ判決ニ対スル上告ニ付テハ、別段ノ規定アル場合ヲ除ク外民事訴訟法ノ規定ヲ準用スルモノトナスコト

特許法沿革

第百十五條 抗告審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ審決カ法令ニ違反シタルコトヲ推由トスル場合ニ限り審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スル

コトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出訴及其ノ裁判ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關スル規定ヲ準用ス

大審院ノ判決ニ於テ審決又ハ査定ノ破毀ノ基本ト為シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ特許局ヲ囑束ス

第百十五條ノ二 前條第二項ノ規定ニ依ル上告状ハ大審院ニ之ヲ提出スヘシ

抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ対スル抗告ハ大審院ニ之ヲ為スヘシ

第百二十一條 左ニ掲クル審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付為シタル確定審決又ハ判決ニ対

シテハ再審ノ請求ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

一 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ効力、特許權ノ範圍又ハ実施權ノ取得ニ關スル審判

二 前号ノ審判ノ審決ニ対スル抗告審判

三 前号ノ抗告審判ノ審決ニ対スル出訴

民事訴訟法第四百二十條ノ規定ハ再審ノ請求ニ付之ヲ準用ス

工業所有権法戦時特例を廃止する法律案

工業所有権法戦時特例は、これを廃止する。

附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

査定に対する抗告審判の審決で、この法律施行の際、審決の送達を受けた日から三十日を経過してゐないものについては、この法律施行の日から三十日以内に、特許法第百十五條の規定により大審院に出訴することができる。

審判の審決で、この法律施行の際、審決の送達を受けた日から三十日を経過してゐないものについては、この法律施行の日から三十日以内に、特許法第百九條の規定により抗告審判を請求することができる。

この法律施行の際、旧法第五條の規定により現に大審院に繫属する事件については、同條の規定は、この法律施行後も、なほその効力を有する。

旧法第五條の規定によりなした確定判決については、旧法第六條の規定は、この法律施行後も、なほその効力を有する。

理 由

終戦に伴ひ、工業所有権法戦時特例を廃止する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

工業所有権法戦時特例

昭和十八年法律第百九号

改正 昭和廿一年勅令第百五十三号

第一條 今次ノ戦争中ニ於ケル特許法、実用新案法、意匠法及商標法ニ關スル特例ハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 意匠登録ノ出願ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三條 出願アリタルトキ又ハ査定ニ対スル抗告審判、特許法第五十三條ノ審判若ハ実用新案法第十四條ノ審判ノ請求アリタルトキハ意見書提出ノ機会ヲ与ヘズ又ハ出願公告ノ決定ヲ為サズシテ査定又ハ審決ヲ為スベシ

第四條 査定ニ対スル抗告審判ノ審決ニ対シテハ大審院ニ出訴スルコトヲ得ズ

前項ノ抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第五條 審判ノ審決ニ対シテハ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得ズ

前項ノ判決ニ対シテハ直接大審院ニ出訴スルコトヲ得

特許法第百十五條及第百十五條ノ二第一項ノ規定ハ前項ノ出訴ニ付之ヲ準用ス

特許法第百十五條ノ二第二項ノ規定ハ審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ対スル抗告ニ付之ヲ準用ス

第六條 前條第二項ノ出訴ニ付為シタル確定判決ニ対シテハ再審ノ請求ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

特許法第百二十一條第二項及第百二十二條乃至第百二十四條ノ規定ハ前項ノ再審ニ付之ヲ準用ス

第七條 特許公報及意匠公報ノ発行ハ之ヲ為サズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際及今次ノ戦争終了ノ際ニ於テ必要ナル経過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工業所有權法戰時特例施行期日ノ件

昭和十八年十二月七日
勅令第九百十八号

工業所有權法戰時特例ハ昭和十八年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

工業所有權法戰時特例ヲ朝鮮及台灣ニ施行スルノ件

昭和十八年十二月七日
勅令第九百十九号

工業所有權法戰時特例ハ之ヲ朝鮮及台灣ニ施行ス

附 則

本令ハ昭和十八年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

工業所有權法戰時特例施行令

昭和十八年十二月七日
勅令第九百二十号

第一條 工業所有權法戰時特例第二條ノ規定ハ同法施行ノ際現ニ繫属スル意匠登録ノ出願ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二条 工業所有權法戰時特例第三条ノ規定ハ同法施行前審査官又ハ審判官ノ為シタル意見書提出ニ関スル手續ノ効力ヲ妨ゲズ

第三条 工業所有權法戰時特例施行前為シタル出願公告ハ決定ニシテ未ダ之ニ基ク出願公告ナキモノハ其ノ効力ヲ失フ

第四条 工業所有權法戰時特例第四条第一項ノ規定ハ同法施行前査定ニ対スル抗告審判ノ請求ニ付其ノ審理ノ終結アリタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第五条 工業所有權法戰時特例第四条第二項ノ規定ハ査定ニ対スル抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニシテ同法施行前為サレタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第六条 工業所有權法戰時特例第五条第一項ノ規定ハ同法施行前審判ノ請求ニ付其ノ審理ノ終結アリタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七条 工業所有權法戰時特例第五条第四項ノ規定ハ審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニシテ同法施行前為サレタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第八条 工業所有權法戰時特例施行前登録セラレ未ダ意匠公報ニ掲載セラレザル登録意匠又ハ同法施行後登録セラルル登録意匠ヲ掲載スル為同法第七条ノ規定ニ拘ラズ意匠公報ヲ発行スルコトヲ得

第九条 特許法施行令第九条第二項ノ規定ニ依リ特許公報及特許発明明細書ニ記載スベキ特許発明ハ特許発明明細書ニノミ之ヲ記載スベシ

第十条 特許収用令第三条若ハ第六条、弁理士法施行令第二十一条又ハ工場事業場使用収用令第十六条ノ規定ニ依リ特許公報ヲ以テ為スベキ公告ハ特許発明明細書ヲ以テ為スベシ

附 則

本令ハ昭和十八年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

工業所有權法戰時特例施行ニ伴フ特許法施行規則等ノ戰時特例

昭和十九年一月二十七日

閣 令 第 六 号

昭和廿一年一月卅日商工省令第五号

第一条 今次ノ戦争中特許法施行規則第三十七条第二項及第五十四条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二条 今次ノ戦争中特許法施行規則第二十一条第二項若ハ第七十二条、工業所有權法戰時

法施行規則第六條又ハ特許發明等実施令施行規則第二條若ハ第六條第一項ノ規定ニ依リ
特許公報ヲ以テ為スベキ公告ハ特許發明明細書ヲ以テ之ヲ為スベシ

第三條 今次ノ戰爭中意匠法施行規則第十一條ノ規定ニ依リ意匠公報ヲ以テ為スベキ公告
ハ実用新案公報ヲ以テ之ヲ為スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條ノ規定施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

昭和二十一年七月三十一日司法法制審議會第八回第一小委員會

午後二時

於 司法省 會議室

堀田主査より行政事件につき考慮すべき要綱中前回審議未了の 一、管轄・訴願・行政訴
訟手続及び本日特許局提案にかかる 二、特許事件に関する訴訟手続茲に裁判所構成法につ
き考慮すべき問題中審議未了の 三、裁判官の罷免、懲戒、司法行政監督の系統、裁判所予
算の運営を議題に供し、各委員幹事より各事項に関し種々意見の開陳あり検討の結果一、二
及び三の裁判官の罷免、懲戒については若干意見の相違せる点ありたるも原案通り可決、

三の内司法行政監督の系統・裁判所予算の運営については意見が区々に互り再考を要する
こととなり、次回を來る八月二日(金)午後一時三十分と定め同五時散會。

八月二日(金) 第九回第一小委員會

議事録は服部書記において作成

八、二、第九回小委員會

行政訴訟法案要綱

(第一試案) 司法法制審議會 昭二一、八、二
第一小委員會起草委員

一、左の訴訟を行政訴訟とし、本要綱に特別の定めない限り、民事訴訟法によるものとする
こと。

(イ) 行政庁を被告として、その違法な命令又は処分の取消又は変更を求める訴訟

(ロ) 当事者間の公法上の權利關係に関する訴訟

二、訴訟手続に関し、左の諸点について特別の規定を設けること。

(イ) 行政庁を被告とする訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に専属するものとする。

(ロ) 命令又は処分は取消又は変更を求める訴訟については、出訴期間を定めること。

(ハ) 訴状に於て被告の指定を誤つた場合に於ても正当な被告に対する訴訟として取扱ふことができるものとする。

(ニ) 裁判所は関係官庁その他第三者を訴訟に参加させることができるものとする。

(ホ) 行政庁はその庁の職員を訴訟代理人とすることができるものとする。

(ヘ) 裁判所は当事者の申立又は職権を以て行政処分執行の停止を命ずることができるものとする。

(ド) 当事者全部の申立があつたときは、書面審理に基いて裁判をなすことができるものとする。

(チ) 関係ある官庁又は団体は裁判所の許可を得てその代理人をして口頭弁論に立合はせ意見を述べさせることができるものとする。

(リ) 認諾及び裁判上の自由に関する規定は適用しないものとする。

(ヌ) 裁判所は職権を以て証拠調べをなし且当事者が提出しない事実を斟酌することができるものとする。

(ル) 原告の請求が理由ある場合に於いても、裁判所は事情により命令又は処分は取消又は変更を代へて除害施設又は損失補償その他の救済を与へることができるものとする。

(ロ) 確定判決は関係行政庁を拘束するものとする。

三、書類には民事訴訟用印紙法の規定に準じて印紙を貼用させるものとする。

四、法律の規定によつて訴願判決を経た後でなければ行政訴訟を提起することができない場合には、訴願の提起後三ヶ月内に判決がないときは、却下の判決をしたものとみなすこと。

(備考)

(一) 特に法律を以て定める場合を除き、行政訴訟の提起は訴願判決を経ることを要しないものとする。

(二) 裁判所法中に左の趣旨の規定を設ける。

行政訴訟は地方裁判所を第一審とする。

但し、中央行政官庁の処分は取消又は変更を求める訴訟又は法律の規定により特に

訴訟判決を経ることを要するものと定められた訴訟は高等裁判所を第一審とする。
(三) 尚、訴訟費用に関して考慮すること。

(以上)

八月三日 (四) 第十回第一小委員会

刑事局關係議案につき議事要録は刑事局藤浪書記において作成

(昭二一、八、二刑、別印)

裁判所法中参審制採用方針試案

第一 地方裁判所における第一審の刑事訴訟は別に法律(参審法(仮称))を予定す、以下同じ)の定めるところに従ひ被告人の請求により参審制による審判をする、但し一定の事件(通常審判制における法定合議事件を予定す)は被告人の請求の有無に拘らず参審制による審判をするものとする。

第二 参審制による審判は判事一名、参審員二名の合議によりこれを行ふ、但し左の事件については判事三名参審員四名の合議により審判するものとする。

一、第一但書記載の事件

二、検事より合議による審判の請求があつた事件及び判事が相当と認めた事件

(備考、本条但書の場合判事二名、参審員三名にて足るとの考へ方もあり)

第三 被告人が法律の定めるところに従ひ第一の請求をせず又は参審審判を受けることを辞退したときは判事のみにより審判をするものとする。

第四 判事のみを以て審判する場合には判事単独で審判をする、但し左の事件は三名の判事の合議により審判するものとする。

一、第一但書の事件

二、検事より請求があつた事件及び判事が相当と認めた事件

(備考 上訴事件はすべて判事三名の合議により審判するものとする。)

第五 参審員は原則として判事と同一の評決権を以て公判における裁判官の職務を執行するものとする。

但し裁判長は判事があたるものとする。

(備考 参審員の公判期日外における権限については、なほ考慮すること)

第六 参審員は名誉職とし、日本国民は別に法律の定めるところにより参審員となるもの

とすること。

第七 参審員については本法中判事の資格に関する規定、判事の身分に基く権利義務に関する規定等を適用しないものとする。

第八 評決において参審員は判事より先に年齢の低い者から意見を述べるものとする。

第九 参審員たるの資格その他参審に関する必要事項にして本法に規定していない事項は別に法律を以て定むるものとする。

〔備考 別に法律を以て定むる事項〕

一、参審員たるの資格、

二、参審員の職務に就かしめ得ない者、

三、参審員の職務を辞することが出来る者、

四、参審員資格者名簿の作成方法、

五、参審員の選定方法、

六、参審判の請求、辞退に関する事項、

七、其の他必要な事項、

参審は違憲か

(昭二一、八、二判、別、追印)

一、憲法改正第二九条、第七二条、第七六、第七八条等より考へると、下級裁判所は最高裁判所の作成した名簿により十年の任期を以て任命せられ相当額の報酬を受ける裁判官を以て構成する趣旨である、即ち参審制の採用は違憲であるとの説があり一応の疑は確かにないでもない。

二、然し乍ら憲法改正草案に云ふ裁判所とは憲法改正草案に定めた専門の裁判官のみを以て審判する機関と解すべき根拠はない、その理由は

(1) 七五条一項には「最高裁判所は法律の定める員数の裁判官で構成し」と云つてゐるに拘らず下級裁判所に付ては何ら此の様な規定を設けていないから下級裁判所に参審員が入つて裁判官と共に審判することは禁ぜられていない。

(2) 七六条一項及び二項には「下級裁判所の裁判官」とあるのみだから憲法所定の裁判官以外の者をその構成員とすることを禁ずる趣旨とは考へられない。

(3) 陪審は違憲でないといふのが通説の様であるがその理由は陪審員は裁判をするものでないといふに在るものと思はれる。然し乍ら陪審員は現行法の下においても専断の

認定をすると云はねはならない（陪審を繰返すことは出来る規定はあるが結局においてその答甲を採用しなくてもよい趣旨の規定はない）し又新しい陪審法の下においては当然事実の認定は陪審の専断となるべきであろうから陪審の行爲は裁判であり、少くとも裁判の本質的構成部分であるから陪審員はどうしても裁判をする者と云はねばならない。従つて陪審が許されるとすれば参審制も亦許されねばならない。

(4) 七八条二項は「裁判所が裁判官の全員一致で」とあり裁判官以外の者が関与していることを豫想していない規定の様に見受けられるが、英訳文によれば a court unanimously とあるから本条も亦裁判官以外の者が裁判に関与することを禁ずる趣旨ではない。

以上の理由により憲法は下級裁判所は必ずしも裁判官のみを以て構成することを堅持していないと思はれるから参審制を採用することは何ら違憲ではない。況んや参審制の採用は司法の民主化を計る所以でもあるから、美質的に考へても新憲法は参審制を排除するものではない。

参審に関する参考資料

(昭二一、八、二、判別・追印)

第一、独逸

一審

区裁判所……………単独判事
参審裁判所……………判事一名、参審員二名、但し検事の請求により判事一名を増加出来る。
陪審裁判所……………判事三名、参審員六名。

二審

地方裁判所

大刑事部……………参審裁判所の判決に対する控訴事件を扱ふ、判事三名、参審員二名。
小刑事部……………区裁判所の判決に対する控訴事件を扱ふ、判事一名、参審員二名。

第二、オーストラリア

- 一、一審において或範圍の事件に付参審制を採用
- 二、判事二名、参審員二名、但し五年を越ゆる懲役刑に該る罪又は出版物の内容に基

く非に付ては判事三名、参事員三名を以て稱成する。

三 上訴審に於ては参事員を採らぬ、但し控訴は許す。

第三、ソ 審

一 審

人民裁判所……判事一名及参事員二名にて審判する、

〔県 裁判所……判事一名、参事員二名、但し民部部の参事員は一般人でなく、人民参事員たる者に限られる。〕

二 審……すべて専門判事により審判する。

第四、スイス・スエーデン・フィンランド・イタリイ等において参事員制の施行あり。

八月七日 例 第十一回第一小委員会

議事録 野口書記作成

八月八日 例 第十二回第一小委員会（第十一回の継続）

議事録 服部書記作成

八月九日 例 第十三回第一小委員会（第十二回の継続）

配布書類

米國に於ける判事彈劾法制度について（調査課印刷）

譯事録 北川書記作成

司法制度調査資料 第一輯

米國に於ける判事彈劾制度について

司法事務官 古 關 敏 正

米國に於ける判事能免の方法としては、次の四つを挙げることができる。

(イ) 彈劾 (Impeachment) による能免

(ロ) 上下両院の建議 (address) による能免

(ハ) 國務裁判所の廃止による能免

(ニ) 国民投票による能免 (recall)

右の内（ハ）及（ニ）は判事罷免の方法としては副次的なものである。（ハ）は正面から当該判事を不適任なものとして却ける方法ではなくて、彼の勤務する裁判所を廃止することによつて、同人から判事たる地位を奪はうとする迂回的な罷免方法である（米國に於てはいふまでもなく判事は或る裁判所の判事としてのみ任命される）。（ニ）の方法はカリフォルニア州外敷州で採用されているに過ぎない。重要なのは（イ）及（ロ）の両方法であるが（註）、こゝでは弾劾制度について簡潔な素描を試みようと思ふ。

（註） 両方法の利害得失については Willoughby, Principles of Judicial

Administration P. 390 et suiv. 参照。」

二

米國の判事は議會兩院の弾劾によつて罷免される。

聯邦憲法第一条第二節第五項は「下院は……弾劾の専權を有する」と規定し、更に同法第一条第三節第六項には、「上院は一切の弾劾を審理する専權を有する」といふ規定がする。

元來弾劾制度はその起源を英國にもつものであつて、その起源は極めて古く、英國に於ける最初の弾劾は一三七六年に行はれた。英國に於ける弾劾は範圍が極めて広く、その対

象は判事は勿論のこと全官吏を含む許りでなく、國民全般をも対象とするもので、その処罰も罷免に限定されることなく、罰金、懲役、追放、死刑にも及んでいる。その實際の適用を見ると可なり苛酷に行はれてゐるやうであり、中には不合理な事例もあつたらしい。然るに英國に於ては一八〇四年以後全然弾劾が行はれてゐない。蓋し同國に於ては行政部及司法裁判所に対する議會の優越的地位が確定的なものとなつた爲である。

之に反してこの制度を採用した米國に於ては、三權分立主義が徹底して認容されてゐるから、行政部及司法裁判所に対する議會の地位も英國と異りいはゞ並列的地位しかもたず、その爲か弾劾制度は依然として存続してゐる。現に一七九七年から一八七六年までの間に七個の弾劾事件が発生してゐる。（註）

（註） Hinsdale, The American Government P. 174.

三

弾劾の対象となるものは大統領、副大統領及び總ての合衆國文官であり（聯邦憲法第二条第四節）、判事もその中に包含される。

兩院議員は右に所謂合衆國文官の中に含まれるか。上院議員に關しては一七九七年に問題となり、上院は之を否定した。即ち同年に下院はテネシー州選出上院議員ウイリアム・

ブラウント (William Flount) を弾劾したが、上院は十四対十一の投票を以て、上院議員は憲法の意味に於ける文官ではないとして事件を却下した。その論議は「上院及び下院の議員はその在任期間に於て新設され又は増補された合衆國の官職に任命され得ない。又合衆國に職を奉ずる者はその在職は議員となることを得ない」といふ弾劾憲法第一條第六節第二項の規定である。この議論からすれば下院議員も当然合衆國官吏ではないことになる。

この見解に従ふならば弾劾の対象となるものは實際上政府の行政部及司法部の官吏に限られることになる訳である。陸海軍軍人は職務に関する犯罪については、陸海軍軍法會議に於て裁判される。

英國に於ては之と異り弾劾対象は極めて広汎であつて、官吏は勿論両院議員も之に包含されるばかりでなく、國民も総てその対象となる。唯一の例外は國王であつて、その理由は「國王は惡を為し得ない。國王の行為に対する責任は内閣が之を負ふ。」といふ点に存する。

四

弾劾の理由として弾劾憲法に規定されてゐるのは「叛逆罪 (treason)、収賄罪 (

bribery) 又はその他の重罪 (high crime) 及輕罪 (misdemeanor)」(同法第二條第四節) である。

この中叛逆罪及収賄罪の意味は之を容易に理解することができる。殊に同憲法は叛逆罪の意義を次の如く定義してゐるから、尚更明瞭である。

「合衆國に対する叛逆罪を構成するのは、たゞ合衆國に対して戦を起し又は敵を補助し供出して之に加担する行為に限る」(同憲法第三條第三節第一項)

然るに「その他の重罪及輕罪」とは何を指すかは甚だ不明瞭である。この問題を決定する為には上院に於ける裁判例とコンモン・ローとに拘らなければならぬ。併し裁判例は極めて少いのであつて、前述の通り一八七六年までに弾劾事件は七件あつたが、その中有罪とされたのは僅かに次の二件である。

(1) ニューハンプシア州のジョン・ピカリング (John Pickering) 判事は一八〇三年に法廷に於ける泥酔及賣神、裁判所侮辱の儀による并發人の拘禁によつて弾劾され、有罪として罷免された。

(2) テネシー州の W. W. ハムフリーズ (W. W. Humphreys) 判事は公の演説の際の不忠誠 (disloyalty)、南部聯邦下の判事としての不忠誠によつて弾劾され、有罪

として能記された。

以上僅かな実例に倣しても窺ひ知ることのできるのは、「その他の重罪及怪罪」が議會の制定した法律に違反した犯罪のみを指すものではないといふことである。實際ピカリング判事の爲した行為は孰れも法律によつて禁せられてゐるものではない。ハムフリーズ判事の行為に至つては、非常に政治的な色彩を帯びてゐることが明瞭である。現に有罪とはされなかつた弾劾事件について下院から弾劾された条項を見ると、その内大部分は刑事裁判所に犯罪として起訴し得ないものばかりである。(註)

(註) 実例については Hinsdale, op.cit. P.174.

參照。

それ故一般の一致した解釈としては「その他の重罪及怪罪」とは憲法又は法律に違反する行為でそれが刑罰に値するもの又はその官吏を在職せしめるのに不適當であると認めさせるものをいひ、政治的犯罪に限られることなく、職務上の行為に関する公の非行を指すものとされてゐる。

五

弾劾事件に於ける弾劾は刑事裁判に於ける起訴 (Indictment) に相当するものである。それは前述の如く下院の専權に属する。

弾劾事件について下院の執るべき手続は下院提要 (Manual of the House of Representatives) に規定されてゐる。

合衆国官吏を弾劾すべきものと思料したときには、下院議員が下院に於て決議案を上程する。捜査委員会が被弾劾人に弾劾せらるべき疑があると認めた場合には、同委員会は起訴状を作成し、同人を弾劾すべきことを下院に勧告する。決議案が下院に於て採択されたならば、議員の中から一委員が任命される。その任務は上院に於て当該官吏を下院及合衆国国民の名に於て弾劾し、下院が相當の期間内に同人に対する弾劾条項 (articles of impeachment) を發表して之を上院に於て立証すべきことを上院に通知し、且上院が同人に対して弾劾に対する答弁をする爲に上院に出頭するやう命令を發すべきことを上院に要求することである。下院は弾劾条項を採択した後、審理に立会ふ幹事 (Manager) 五名を投票によつて任命し、幹事に対して採択された弾劾条項を上院に提出するやう命令する。上院は被弾劾人に対して一定の期間内に答弁書を提出すべき旨の命令を添へて、一定の日時に出頭するやう召喚状を發する。召喚状は上院の守衛によつて送達され、送達報告書が宣誓の上作成されて上院に返送される。上院はこの事實を下院に通知するが、更に定められた日に審理の準備が完了した旨を通知する。下院は上院事務室に対して審理を開始

するやう手続を為し、それから自己の事務室に立戻つて、被弾劾人より提出された答弁及抗弁に対する再答弁を採択し之を上院に提出する。斯くして当事者間の争点が確定され準備が完了すれば、審理は毎日続けられることになる。

六

弾劾事件の審理は上院によつて行はれる。上院議員の一部が之に当るのではなくて、弾劾事件に関しては上院全體が司法裁判所になるのである。この事實を上院議員を明確に印象づける爲に、即ち今や立法者ではなく裁判官として行動するものであることを想起させる爲に、各上院議員は聯邦憲法の規定によつて、各自憲法及法律に従つて公平な裁判をする旨宣誓若は誓言することを要求される（聯邦憲法第一条第三節第六項）。

裁判長は通常の事件では副大統領又は上院の仮議長がこれに就任する。併し大統領が弾劾される事件については聯邦大審院長が裁判長となる（同意法第一条第三節第六項）。その理由は大統領が弾劾されその結果罷免されれば副大統領が当然大統領に昇任する訳であるから、副大統領はこの種の事件については、個人的な利害關係を有してゐるからである。上院に於ける審理手続は司法裁判所に於ける刑事事件の審理に關して定められた規則に従つて行はれる。

下院幹事は起訴を維持し、被弾劾人は自ら又は弁護人によつて防禦方法を請ずる。被弾劾人は必ずしも弁護人を選任する必要はない。被弾劾人及弁護人が出席しない場合にも、その旨記録に留めた上欠席のまま審理を進めることが出来る。証人は宣誓の上訊問され、その他の証拠方法も隨時提出される。その後幹事及弁護人は弁論を行ひ、かくて審理は終了する。審理は終結公開される。

七

かくて審理が終結した場合には、事件に対する判決が下される。その方法について上院弾劾規則（Senate Rules for Impeachment）第十四条に次の如き規定がある。

「弾劾が支持されるか否かの最終問題に關して各弾劾条項毎に 然り、然らず の投票が行はれ、条項のいずれかが出席議員の三分の二の投票によつて肯定されない限り、釈免（acquittal）の判決が下される。もし被告人が弾劾条項のいずれかについて、出席議員の三分の二の投票によつて有罪とされるならば、上院は判決を宣告し、該判決の謄本は州書記官（Secretary of State）の事務局に保管される。」

有罪の判決を爲すには、出席議員の三分の二の同意がなければならぬ（聯邦憲法第一条第三節第六項）。過半数の投票では不十分である。併し全議員の三分の二である必要はな

く、出席した議員の三分の二で足りる。

弾劾事件の判決は免官及名譽信任又は報酬を伴ふ合衆國の公務に就任在職する資格の剝奪以外には及び得ない（同意法第一条第三節第七項）。資格剝奪を宣言するか否かは上院の自由裁量に任されてゐる。前に述べたヒカリング判事は有罪となつたが、資格剝奪の宣言は受けなかつた。

弾劾事件で有罪の宣告を受けた者は、更に法律に従つて起訴、審理、判決及処罰を受けることを免れることはできない（同意法第一条第三節第七項）。

聯邦憲法第二条第二節第一項は「大統領は……合衆國に対する犯罪に対して刑の執行猶豫（reprieves）及赦免（Pardon）を与ふる権能を有するが、弾劾事件についてはこの限でない」と規定してゐる。大統領から弾劾事件について刑の執行猶豫及赦免を与える権能を奪つたのは、この権能が往々にして濫用される虞があるからである。

尚官吏に対して弾劾が為されてゐる間職務の執行を停止されるか否かといふ問題があるが、この点に関しては何等確定的な解決が与へられてゐない。（註）

（註） この点についてニューヨーク州憲法は司法官意に關して明文を以て職務執行停止を規定してゐることは次に掲げる通りである。

八

以上を以て聯邦に於ける弾劾制度の概観を終へた。次には各州の制度に及ぶべきであるが、各州の制度は聯邦のそれと略々同様であるといはれてゐるから（註）これを省略することとし、最後にニューヨーク州憲法の中弾劾に關する部分を掲げて、この小稿を終ることにしたい。

（註） Willoughby op cit P. 389.

ニューヨーク州憲法第六条第十節

「（弾劾の審理） 下院は選出議員全部の過半数の投票によつて弾劾を為す権能を有する。弾劾審理のための裁判所は上院議長、上院議員又はその過半数並に控訴院判事又はその過半数（註）によつて構成される。知事又は副知事に対する弾劾の審理については副知事並に上院の仮議長は裁判所の構成員とはならぬ。司法官等は弾劾条項が上院に提出された後は、釈免されるに至るまでその権能を行使してはならぬ。弾劾を審理する前に、裁判所の構成員は証人に依拠して誠実且公平に弾劾を審理する旨宣誓又は誓言する。何人も出席した構成員の三分の二の同意がなければ、有罪の宣告を受けない。弾劾事件の判決は免官及び名譽信任若くは報酬を伴ふ州の公務に就任在職する資格の剝奪以外には及び得ない。

但し弾劾された者は法律に従つて起訴処罰されることは免れることができない。」

(註) ニューヨーク州に於ては控訴院が最高裁判所である。

(昭和二十一年八月)

裁判所法案要綱(案)

昭二一、八、七

第一、最高裁判所

一、裁判官

(一) 定員(憲法改正草案第七十五条第一項参照)

裁判官の定員は十五人とし、内一名を長官とし、一名を副長官とすること。

(二) 任用資格

裁判官の内少くとも十人は左の資格を有する者の中から任命することを要するものとする。

(イ) 十年以上高等裁判所又は、地方裁判所の裁判官の職にあつた者

(ロ) 二十年以上検事の職にあつた者

(ハ) 二十年以上弁護士の実務に従事した者

(ニ) 二十年以上帝国大学令又は大学令による大学に於て法律学の教授、助教授又は専任教員の職にあつた者

(ホ) 右に列記した職の二以上に在職し、その年数を通算して二十年以上の者

司法官試補又は弁護士試補として、実務を修習し且つ考試を終了した者で前記の(イ)乃至(ニ)に掲げる職にあつた者については簡易裁判所の裁判官、最高裁判所調査官、下級裁判所判事補助又は司法事務官の在職を以て弁護士の実務に従事したものとみなしてその年数を計算すること。

(三) 定年(憲法改正草案第七十五条第一項参照)

年齢が七十年に達したときは退官するものとする。

(四) 報酬(憲法改正草案第七十五条第五項参照)

本法により一定の年額を定め、毎月均分した額の支払を受けるものとする。

2 別案 長官の俸給及び待遇は内閣総理大臣、その他の裁判官の俸給及び待遇は国

務大臣の俸給及び待遇より下ることを得ないものとする。

3 別案 全額は別に法律を以てこれを定めること。

(四) 地位

裁判官はすべて親任官とすること。

二 裁判管轄（憲法改正草案第七十七条参照）

最高裁判所は法律命令規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定し、又は法令の解釈適用を確定し特にその統一を保持する為めに次の事件について裁判権を有するものとする。

(一) 上告事件

(二) 法律により特に最高裁判所の権限に属する抗告事件

(三) 訴訟法の規定によつて下級裁判所から移送を受けた事件

(四) その他特別法により最高裁判所の権限に属する事件

〔備考〕

民事訴訟法中に左の趣旨の規定を設ける

(一) 上告ハ左ノ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得

(1) 原判決若ハ原審ノ手続カ憲法ニ違反スルコト又ハ法律命令規則若ハ処分カ憲法

ニ適合スルヤ否ニ付原審カ為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキ

(2) 原判決カ確定シタル事案ニ付法令ノ適用ヲ誤リタルコトヲ理由トスルトキ

(3) 裁判所ハ適用スヘキ法律命令若ハ規則又ハ判断スヘキ処分カ憲法ニ適合セサル疑

ヒアルトキハ其ノ点ニ付裁判ヲ求ムル為事件ヲ最高裁判所ニ移送スルコトヲ得

(4) 抗告裁判所ノ決定ニ対シテハ更に抗告ヲ為スコトヲ得ス

(5) 高等裁判所カ為シタル決定及命令ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ裁判ヲ受ケタル者ハ其ノ告知アリタル日より一週間内ニ異議ノ申立ヲ為ス

コトヲ得但決定ニツイテハ裁判前審訊ヲ受ケサリシトキニ限ル

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

異議ノ申立ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ申立人ノ陳述ヲ聽キタル上決定ヲ為スコトヲ

要ス

(6) 本法ニ依リ不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ対シテハ法律、命令、規則

又ハ処分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所カ為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理

由トスルトキニ限りソノ裁判ノ告知アリタル日より三十日内ニ最高裁判所ニ特ニ

抗告ヲ為スコトヲ得

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

刑事訴訟法中に左の趣旨の規定を設ける。

「左の場合には、第二番の判決に対して上告することができるものとする事。」

（イ）原判決若しくは原審の手續が憲法に違反すること又は原審において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に適合するかないかについて不当な判断をしたことを理由とするとき。

（ロ）前号の場合を除く外、判決に影響を及ぼすべき法令の違反を理由とするとき。

（備考）有罪判決の理由に証拠説明を必要としないものとするならば（前条第三十八参照）、二の「判決に影響を及ぼすべき法令の違反」を單に「法令の違反」とし、「但し、その違反が判決に影響を及ぼさないことが明白な場合を除く」ものとする事。

（ロ）下級裁判所は、適用すべき法律、命令若しくは規則又は判断すべき処分が憲法に違反する疑ひがあるときは、その点について最高裁判所の裁判を求めることができるものとする事。

三、審理及び裁判

（一）小法廷（仮称）

（イ）裁判官三名を以て構成し、長官、副長官又は先任の者、任命の日の同じ者が二名以上あるときは年輩の多い者を以て裁判長とすること。

（ロ）最高裁判所が受理した事件は、すべて小法廷に於て審査するものとする事。

（ハ）小法廷に於て、裁判官の全員が事件に対する判断に於て一致し且大法廷を仰ぐ必要がないと認めたときは、自ら裁判をなすことができるものとする事。

但し、左の場合にはこの限りでないものとする事。

（ニ）法律の同一の点について、曾て大審院、行政裁判所又は最高裁判所に於て為した判決を相当でないと認めたとき。

（ホ）法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めたとき。

（二）大法廷（仮称）

（イ）裁判官全員を以て構成し、長官を裁判長とし、長官に差支がある場合は、副長官、副長官に差支がある場合は先任の者、任命の日の同じ者が二名以上あるときは年輩の多い者を以て裁判長とすること。

四 裁判官會議（仮称）
四 定足数

九名を以て定足数とすること。

ハ 裁判は過半数の意見によるものとする。

ニ 裁判官は各自評議に於ける意見を判決書に附記することができるものとする。

ホ 裁判官は判決の言渡に際し各自評議に於ける意見を述べることができるものとする。

四 裁判官會議（仮称）

一 設置

最高裁判所に裁判官會議を設けるものとする。

二 構成

裁判官の全員を以て構成し、長官がこれを主宰するものとする。

三 権限

裁判官會議は左の事項について権限を有するものとする。

ハ 下級裁判所の裁判官の指名（憲法改正草案第七十六條第一項参照）

ロ 訴訟に関する手続、その他の事項についての規則の制定（憲法改正草案第七十三

条第一項参照）

ハ 下級裁判所に関する規則の制定の委任（憲法改正草案第七十三條第三項参照）

ニ 調査官その他主要な職員の人事に関する事項

ホ 最高裁判所に設置する委員会に関する事項

ヘ その他重要な事項

〔備考〕

最高裁判所には次のやうな委員会を設ける。

ハ 人事に関する委員会

ロ 規則の制定に関する委員会

ハ 裁判例の整理、公刊に関する委員会

ニ その他必要な委員会

五 附属機関

一 調査官（仮称）

ハ 最高裁判所に三十五名の調査官をおき、必要な調査をさせるものとする。

ロ 調査官は一級官吏又は二級官吏とすること。

ハ調査官の仕充については、第五、その他の事項の三、のロの項参照。

ロ 事務局

イ最高裁判所に事務局をおき、事務局に於ては左の事務を掌るものとする。

1 下級裁判所の裁判官に指名した者の名簿の調製その他人事に関する事項（憲法改正草案第七十六條第一項参照）

2 訴訟に関する手続その他の事項の規則の制定に関する事項（憲法改正草案第七十三條第一項参照）

3 裁判例の整理公刊に関する事項

4 裁判官、調査官、判事補助及び裁判所書記の研究、修養に関する事項

5 調査、統計に関する事項

6 会計に関する事項

7 その他司法行政に関する事項

ロ事務局に事務局長一名をおくこと。

事務局長は長官の監督を受け事務局の事務を掌理するものとする。

事務局長は一級官吏とすること。

ハ事務局に相応な員数の事務官をおき、事務官は一級官吏、二級官吏及び三級官吏とすること。

ロ事務局長及び事務官の仕充については、第五、その他の事項の三、のロの項参照

六 名称

「最高裁判所」と称すること。

長官たる裁判官の官名は「最高裁判所長官」

副長官たる裁判官の官名は「最高裁判所次長」

裁判官の官名は「最高裁判所判事」とすること。

別案

長官たる裁判官の官名は「最高裁判所首席判事」、副長官たる裁判官の官名は「最高裁判所次席判事」とすること。

第二、高等裁判所—下級裁判所の—

一、設置（憲法改正草案第七十二條第一項参照）

現在の控訴院の設置に準ずるものとし、その設立、廃止及び管轄区域並びにその変更は法律を以てこれを定めるものとする。

二、裁判官

〔一〕 各員等裁判所に相応な員数の裁判官をおき、内一名を長官とすること。

裁判官の員数は法律を以てこれを定めるものとする。

〔二〕 任用資格

〔甲〕 裁判官に仕ぜられるには〔乙〕に定めた者を除く外、左の資格を有することを要するものとする。

〔イ〕 司法官試験又は弁護士試験として義務を修習し且つ考試を合格した者で、五年以上簡易裁判所の裁判官の職にあつたもの又は十年以上最高裁判所調査官、下級裁判所判事補助若は司法事務官の職にあつた者

〔ロ〕 十年以上検事の職にあつた者

〔ハ〕 十年以上弁護士の実務に従事した者

〔ニ〕 十年以上帝国大学令又は大学令による大学に於て法律学の教授、助教授又は専任教員の職にあつた者

〔ホ〕 右に列記した職の二以上に在職し、その年数を通算して十年以上の者

〔ヘ〕 十年以上一級又は二級の行政官の職にあつた者は、裁判官に仕ぜられることができるものとする。

〔備考〕 行政訴訟についてこの必要が認められる。その員数は法律で定める。

〔三〕 定 年（憲法改正草案第七十六條第一項但書参照）

年齢が六十五年に達したときは退官するものとする。

〔四〕 報酬（憲法改正草案第七十六條第二項参照）

本法により一定の年額を定め、毎月均分した額の支払を受けるものとする。

別 案 金額は別に法律を以てこれを定めること。

別 案 下級裁判所の裁判官の報酬額を四階級に分つものとし、その各金額を本法又は別の法律を以て定めること。

備 考 金額は最高裁判所の裁判官の報酬の額に応じて定めること。

〔五〕 地 位

長官は親任官とすること。

三、 構 成

〔一〕 合議裁判所とし、三人の裁判官を以て合議體を組立てること。但し次項「裁判官」の〔二〕の事件は特に五人の裁判官を以て組立てた合議體で審問裁判するものとする。

□ 裁判長は長官又は長官が裁判官の会議に諮つて定めた序列の順位にある者を以て充てること。

別案

裁判長は事件毎にその合議体の協議によつてこれを定めるものとする。

四 裁判管轄

高等裁判所は次の事件について裁判権を有するものとする。

一 第二審として

(イ) 地方裁判所の第一審判決に対する控訴事件

(ロ) 地方裁判所が為した決定及び命令に対する法律に定めた抗告事件

二 第一審として

(イ) 法律によつて特に訴訟判決を経ることを要するものと定められた行政事件

(ロ) 東京高等裁判所の特別管轄

(1) 中央行政官庁がなした命令又は処分取消又は変更を求める行政事件

(2) 刑法第七十三条第七十五条第七十七条乃至第七十九条の罪の刑事事件

三 その他特別法により高等裁判所の権限に属する事件

備考

一 第一審として為した判決に対しては控訴を認めず上告のみを許すものとする。

二 特許法を改正して、審判の審決に対し不服あるときは東京高等裁判所に出訴することが出来るものとする。

三 尚特許法中査定に対する不服を抗告審判の請求とする点を改正して、審判の請求とする。

五 裁判官会議

一 設置

各高等裁判所に裁判官会議を設けるものとする。

二 構成

裁判官の全員を以て構成し長官がこれを主宰するものとする。

三 権限

裁判官会議は左の事項について権限を有するものとする。

(イ) 裁判官の配置及び事務の分配を決定し、裁判長となるべき者の序列を定めるについて長官の諮問に応ずること。

(ロ) 最高裁判所から委仕された規則の制定（憲法改正草案第七十三条第三項参照）

- イ) 判事補助その他王宴な職員の人事に関する事項
- ロ) 高等裁判所に設置する委員会に関する事項
- ハ) その他重要な事項

〔備考〕

高等裁判所には次のやうな委員会を設ける。

- イ) 人事に関する委員会
- ロ) 規則制定に関する委員会
- ハ) 裁判例の整理、公刊に関する委員会
- ニ) その他の必要な委員会

六 附屬機関

一) 判事補助(仮称)

- イ) 各高等裁判所に相応な員数の判事補助をおくものとする。

〔備考〕員数は裁判官と同数とする。

- ロ) 判事補助は裁判官の命により司法事務を取扱ふことができるものとする。
- 但し、訴訟事件たると非訟事件たるとを問はず、裁判をなすことはできない。

のすること。

- イ) 判事補助は二級官吏とすること。

- ロ) 判事補助の任免については、第五、その他の事項の三、のロの項参照。

ロ 事務局

- イ) 各高等裁判所に事務局をおき、事務局に於ては左の事務を掌るものとする。
- ハ) 人事に関する事項

- 2 訴訟に関する手続その他の事項の規則の制定に関する事項(憲法改正草案第七十三条第三項参照)

- 3 裁判例の整理、公刊に関する事項

- 4 裁判官、判事補助及び裁判所書記の研究、修養に関する事項

- 5 調査、統計に関する事項

- 6 会計に関する事項

- 7 その他司法行政に関する事項

- ロ) 事務局に事務局長一名をおき、事務局長は長官の監督を受け事務局の事務を掌理するものとする。

事務局長は一級又は二級官吏とすること。

ハ 事務局に相応な員数の事務官をおき、事務官は二級官吏及び三級官吏とすること。

ロ 事務局長及び事務官の任免については、第五、その他の事項の三のロの項参照

第三、地方裁判所―下級裁判所の二

一、設置（憲法改正草案第七十二条第一項参照）

現在の地方裁判所の設置に準ずる外、区裁判所が設置されてゐる場所には、すべて支部を設置するものとし、その設立、廃止及び管轄区域並びにその変更は法律を以てこれを定めるものとする。

（備考）区裁判所は廃止する。

民事地方裁判所及び刑事地方裁判所の別を廃止すること。

二、裁判官

高等裁判所の裁判官の項（一）乃至（四）に定めたところと同様とすること。

別案

（一）司法官試験又は弁護士試験として実務を修習し且つ考試を終了者は、前掲の任用

資格に拘らず候補判事として裁判官に仕えられることができるものとする。

ロ 候補判事は単独で裁判をなし又は合議體の裁判長となることができないものとする。

ハ 候補判事の報酬は法律を以て別にこれを定めること。

四 前掲の裁判官の任用資格につき、候補判事の在職は、弁護士の実務に従事したものとみなして、その年俸を計算するものとする。

三、構成

（一）単独制及び合議制を併用し、合議體は三人の裁判官を以て組立てることとし、裁判官はすべて何れかの合議體に属するものとする。

ロ 裁判長については高等裁判所の項に定めたところと同様とすること。

ハ 民事につき――

審問裁判は原則として単独の裁判官が行ふこと。但し、第二審事件のとき又は事案が重大で当該裁判官が合議體で審問裁判することを相当と認めたときは、その所属する合議體の評議により、合議體で審問裁判するか否かを決定するものとする。

(四) 刑事につき

一定の刑にあたる罪の事件は合議體で審問裁判し、他は単独の裁判官が審問裁判するを原則とすること。

四 裁判管轄

地方裁判所は次の事件について裁判權を有するものとする。

(一) 第一審として

簡易裁判所の權限又は高等裁判所の「裁判管轄」の(二)に定めた高等裁判所の權限に属するものを除き、その他の訴訟事件

(二) 第二審として

(イ) 簡易裁判所の判決に対する控訴事件

(ロ) 簡易裁判所の決定及び命令に対する法律に定めた抗告事件

(三) 破産事件、和議事件及び非訟事件中簡易裁判所の權限に属しない事件

五 裁判官會議

高等裁判所について定めたところに準ずるものとする。

六 附屬機關

七 名称

高等裁判所について定めたところに準ずるものとする。

「地方裁判所」と称すること。

長官たる裁判官、その他の裁判官の官名は、高等裁判所について定めたところに準ずるものとする。

第四、簡易裁判所—下級裁判所の三

一 設置

全国の警察署単位毎に設置し、必要に応じて多少の増減をなすものとし、その設立、廢止及び管轄区域並びにその変更は法律を以て、これを定めるものとする。

二 裁判官

(一) 各裁判所に一人又は二人以上の裁判官をおき、一人を長とすること。

裁判官の員数は法律を以て定めるものとする。

(二) 任用資格

(イ) 裁判官に任ぜられるには、(二)に定めた者を除く外、左の資格を有することを要するものとする。

(1) 司法官試補又は弁護士試補として実務を修習し且つ考試を終了した者で五年以上最高裁判所調査官、下級裁判所判事補助又は司法事務官の職にあつた者

(2) 五年以上検事の職にあつた者

(3) 五年以上弁護士の実務に従事した者

(4) 右に列記した職の二以上に在職し、その年数を連算して五年以上の者

(5) 学識経験者で銓衡委員会の銓衡を経た者は、裁判官に任ぜられることができるものとすること。

〔備考〕銓衡委員会は各地方裁判所単位に設け、地方裁判所の長官、地方検察庁の長官、府県知事、府県会議長、弁護士会長、その他を以て組織するものとすること。

三 構成

単独制とすること。

四 裁判管轄

簡易裁判所は次の事件について裁判権を有するものとすること。

(一) 民事につき

(1) 和解事件

(2) 督促事件

(3) 調停事件（現在区裁判所の管轄に属するもの）

(4) 非訟事件（現在区裁判所の管轄に属するもの）

(5) 訴訟事件

訴訟物価額が一定額以下の事件及び当事者双方の合意により簡易裁判所の管轄に属せしめた事件但し裁判所が簡易手続によることを相当としないと認めたときは事件を地方裁判所に移送することができるものとすること。

(二) 刑事につき

(1) 拘留又は料料に該る罪に係る事件

(2) 罰金以下の刑に処することを相当と認める罪に係る事件、但し地方裁判所に公訴を提起されたもの及び地方裁判所に移送されたものを除くものとすること。

（移送は判事による職権移送のみに限ること）。

〔備考〕

違警罪即決例及び略式命令制度はこれを廃止すること。

五、司法委員

民事に關し、裁判官は必要があると認めたとときは司法委員を審理に立会はせ、裁判についてその意見を徴することができるものとする。

六、訴訟手続

(一) 民事につき

- (イ) 訴の提起は口頭によることを得るものとする。
- (ロ) 当事者に審訊を受ける機会を与へることを要する外は一切の手続を裁判官の自由裁量とすること。
- (ハ) 調書には手続の要領を記載するを以て足るものとする。
- (ニ) 裁判書には主文、請求の趣旨及び原因を記載し必要と認めるときは理由の要旨を掲げるものとする。
- (ホ) 判決に対する控訴は地方裁判所の管轄とし、控訴審の訴訟手続は第一審の訴訟手続を基礎とせず改めて第一審の訴訟手続によるものとする、(所謂統審手続によらず複審主義による)

(二) 刑事につき

- (イ) 公訴の提起は口頭によることを得るものとする。
- (ロ) 調書には手続の要領を記載するを以て足るものとする。
- (ハ) 調書判決を認むるは勿論有罪判決には主文、罪となるべき事実、適用したる罰条の記載を以て足るものとする。
- (ニ) 公判開廷場所につき考慮すること。

七、名称

例	国民裁判所	判事
	治安裁判所	判事
	平和裁判所	判事
	保安裁判所	
	民衆裁判所	
	審判所	審判官
	保安所	主事
	民生署	民生官

第五、その他の事項

一、心身の故障による裁判官の罷免（憲法改正草案第七十四条一項参照）

（イ）裁判官が身体若は精神の衰弱に因り職務を執ることができなくなつたときは、内閣は最高裁判所の裁判により、その裁判官を罷免することができるものとする。

（ロ）石の裁判については最高裁判所大法廷の項の中（イ）乃至（ニ）を準用すること。但し、当該の裁判官は、その裁判に關与することができないものとする。

二、裁判官の懲戒（憲法改正草案第七十四条第二項参照）

判事懲戒法を改正して、減俸、転所及び免職の懲戒処分はこれを廢止すること。

三、司法行政の職務及び監督権

（一）監督権

（イ）最高裁判所の長官は最高裁判所及び各下級裁判所を監督するものとする。

（ロ）高等裁判所の長官はその高等裁判所及びその管轄区域内の各下級裁判所を監督するものとする。

（ハ）地方裁判所の長官はその地方裁判所若はその支部及び管轄区域内の簡易裁判所

を監督するものとする。

（ニ）簡易裁判所の長はその裁判所所屬の書記を監督するものとする。

（二）職員の任免

最高裁判所調査官、下級裁判所判事補助、事務局長、事務局事務官、裁判所書記及び執達吏は、最高裁判所の長官又はその委任を受けた各下級裁判所の長官がこれを任免するものとする。

〔備考〕裁判所に属する官吏の任免も内閣に於て掌理するものとの見解に於ては、石の任免は、最高裁判所の長官の具状によつてこれをなすものとする。（憲法改正草案第六十九条第四号参照）

四、試補の制度

（イ）司法官試補及び弁護士試補の別を廢して司法修習生（仮称）とする。

（ロ）試補の業務の修習及び考試は最高裁判所の長官の定めるところによるものとする。

別案

試補の業務の修習及び考試は司法大臣の定めるところによるものとする。

五 会 計

裁判所の歳算は司法省から独立させること。

別 案 裁判所の歳算その他会計の運営は現行通りとすること。

備 考

裁判所構成法はこれを廃止する。

八月七日第十一回

近衛第一次内閣以来の各大臣の仕官の際年齢調

外務	総理	近衛	平沼	阿部	米内	近衛	東条	小磯	鈴木	東宮久	幣原	吉田	計
二四一 五六一	七六 四七	八五 七三	八三 六五	八六 六一	一六 五〇	一六 五八	一三 六五	一〇 七九	九八 五七	一一 七四	一〇 六九	平均 六〇	総計 698 11 63
二四一 五六一	七六 四七	八五 七三	八三 六五	八六 六一	一六 五〇	一六 五八	一三 六五	一〇 七九	九八 五七	一一 七四	一〇 六九	平均 六〇	総計 698 11 63

- 一、平均年齢は四捨五入
- 二、官制改正に依り転官せし者は計上せず
- 三、留任の者其の年の年齢を計上せり

裁判所構成法はこれを廢止する。

八月七日第十一回

近衛第一次内閣以来の各大臣の仕官の際年齢調																		
計	國務	大東亞	運輸	鉄道	通信	軍需	農林	厚生	文部	司法	海軍	陸軍	大蔵	内務	外務	総理	近衛	平沼
二四一 五六才	一	六五 〇二	一	五四	五七	五〇	五四	五〇	六四 三九八	六〇	五八	五五 五八	七四 二九	五五 九九	五七 六〇	四七	近衛	平沼
八五 五九才	一	六〇	一	五八	六二	六一	六〇	五一	六四	六二	六〇	五七	四九	五一	五七	七三	阿部	米内
八九三 六〇才	一	六三	一	六五	五九	六三	四六 七三	五九	五四	六二	五五	六一	五一	六三	六三	六五	米内	近衛
八六六 六二才	一	六一	一	五八	六二	七二	六四	五六	六九	六二	五六	六二	六一	六五	五七	六一	近衛	東条
一六七 六〇才	七四 四九 六三 六七	六〇	一	六五	六三	六六 三八	五五 一七	五六 八四	五九	六五 二五	五五 八六	五七	六五 七八	七五 四一	五六 七一	五〇	東条	小磯
一六八 五八才	七五 四六 五五 四八	五四	六三	六四	六〇	四六	五六 一四	五八	六五 〇九	五九	六五 〇九	一	五五 四三	六五 五五	五五 一八〇	五八	小磯	鈴木
一三二 六三才	八二 六九 五七 五七	一	六三	一	一	六七 〇六	六八	五五 五六	七六 〇六	六一	六五	六五	五五 八五	五三	五九	六五	鈴木	東宮久
一〇二 六三才	六六 六七 七一 六一	一	六〇	一	一	六一	六二	六八	五七	六二	六六	五九	五五	五二	六四	七九	東宮久	幣原
九八四 六二才	六五 一八 五五 四四	一	六〇	一	一	六二	七二	六三	六二	七一	六六	五九	五八	五二	六八 〇	五七	幣原	吉田
一一九 六三才	六九 六三 七三 五〇	一	六五 一八	一	一	六一	六六 五三	五九	六六 三二	七一	一	一	五〇	七六 六二	六八	七四	吉田	総計
一〇七 六四才	七四 七〇 七二 六〇	一	六六	一	七二	六〇	四九	六一	五七	六一	一	一	六三	五五	一	六九	総計	平均
平均 六〇才	2191 35 63	410 7 59	431 7 62	364 6 61	435 7 62	860 14 61	955 16 60	758 13 58	962 16 60	748 12 62	659 11 60	533 15 59	853 15 57	892 15 59	970 16 61	698 11 63	総計 平均	平均

備考
一 平均年齢は四増五入
一 官制改正に依り転官せし者は計上せず
一 留任の者其の年の年齢を計上せり

柳田顧問官の年譜不明

六 六 六 六 六 六 五 五
九 七 六 五 四 三 一 七 六
才 才 才 才 才 才 才 才 才

三 四 四 一 一 一 二 一 一
人 人 人 人 人 人 人 人 人

七七七七七七七七
九八七六五四二一〇
才才才才才才才才才

一 一 二 一 三 二 四 二 三
人 人 人 人 人 人 人 人 人

八才	八才	計二七二九才
一人	一人	三九人
八二才	八二才	六九才八
平均	平均	平均

枢密顧問官仕官の際の年齢調

昭和十二年以降

年 次	旧 受	新 費	未終局	終局未終局ノ比例	
				終 局	未終局
昭和十二年	1068	243	943	73	27
昭和十三年	952	253	1040	70	30
昭和十四年	1040	192	1087	64	36
昭和十五年	1087	163	770	72	28
昭和十六年	770	142	470	79	21
五箇年平均	984	203	862	72	28
考 考 1 昭和16年 2 昭和16年					

上告總數其結果及比例

年次	旧受	新受	計	第二審判決百ニ対スル比例		終局						上告判決百ニ対スル比例		天終局	總數百ニ対スル終局未終局比例	
				上告シタルモノ	上告セザルモノ	却下棄却	破毀	取下	和解	其他	計	棄却	破毀		終局	未終局
昭和十二年	1,068	2,477	3,545	40	60	2,074	300	160	3	65	2,602	87	13	943	73	27
昭和十三年	952	2,501	3,453	20	80	1,914	291	129	3	76	2,413	87	13	1,040	70	30
昭和十四年	1,040	1,982	3,022	43	57	1,534	217	134	3	47	1,935	88	12	1,087	64	36
昭和十五年	1,087	1,675	2,762	50	50	1,618	214	120	10	30	1,992	87	13	770	72	28
昭和十六年	770	1,486	2,256	50	50	1,463	194	101	4	24	1,786	86	14	470	79	21
五箇年平均	984	2,024	3,008	41	59	1,721	243	129	5	48	2,146	87	13	862	72	28

備考 1 昭和16年ノ棄却欄中ニハ却下105件ヲ含ム其他欄中ニハ命令却下24件ヲ含ム。
 2 昭和16年ノ新受件數中ニハ特許局ノ裁決ニ対スルモノ133件ヲ含ム。

(昭和十六年、別、印)

第二審判決ト上告申立新受件数

年次	地方裁判所			控訴院			合計		
	選判件	上告件	控訴判決 百ニ対スル 上告割合	選判件	上告件	控訴判決 百ニ対スル 上告割合	選判件	上告件	控訴判決 百ニ対スル 上告割合
昭和十六年	5,326	1,806	33.9	791	266	33.6	6,117	2,072	33.9
同 十五年	3,996	1,267	31.7	686	297	33.4	4,684	1,564	33.4
同 十四年	3,322	908	27.3	939	362	40.7	4,261	1,290	30.3
同 十三年	3,659	1,132	30.9	1,446	551	38.1	5,105	1,683	33.0
同 十二年	4,763	1,639	38.6	1,747	753	43.1	6,510	2,392	38.8
五年平均	4,213	1,390	32.5	1,162	450	37.8	5,375	1,840	33.8

上告甲立入別ニ依ル上告判決縮小 (昭和十六年)									
原裁判所	甲 立 入 別			合 計			同上日分比例		
	検事ノ申立	被告ノ申立	其他ノ申立	破毀棄却	棄却	破毀棄却	破毀棄却	棄却	破毀棄却
裁判所	1	1	1	1	1	1	1件	1件	1
地方裁判所	3	1	135	1117	3	25	142	1143	111
控訴院	1	1	22	218	1	5	34	223	97
計	4	1	158	1335	4	30	166	1366	108
百分比例	800	200	104	891	118	852	108	892	1

(昭二一、八、七)

裁判官国民審査法案要綱(案)

(憲法改正草案第七十五条第二項乃至第四項参照)

一 審査権

衆議院議員選挙法により選挙権を有する者は、すべて審査権を有するものとする。

二 投票

(一) 衆議院議員選挙法により選挙投票をすることができない者は、審査の投票をすることもできないものとする。(衆議院議員選挙法第二十九条第三十条参照)

(二) 審査の投票は、選挙の投票と同時に、同一の用紙を以てなされるものとする。

(三) 投票の方式

投票者は、投票用紙に罷免を可とする各裁判官について、その氏名を記載して投票するものとする。

別 案

審査に付される裁判官の氏名を印刷した投票用紙を用ひ、投票者は罷免を可とする

る各裁判官の氏名を採消して投函するものとする。

四 審査の投票の効力は、選挙の投票の無効により影響を受けないものとする。

四 審査の投票及び開票は、選挙の投票及び開票と共に処理するものとする。

六 内閣総理大臣を審査長とすること。

選挙の各選挙長は、審査の投票について、開票の結果を審査長に報告すべきものとする。

七 審査長は右の報告を調査して、審査の結果を告示し、且つ審査に付された裁判官に通知するものとする。

八 投票の総数の過半数が能免を可とした裁判官は、右の通知を受けたときに、当然能免されたものとする。

三 審査前の措置

投票の期日前に審査に付される裁判官の氏名、経歴等を周知せしめる方法を講ずること。

四 審査の効力に関する訴訟

審査の効力に関して異議のある者は、審査長を相手方として、審査の結果の告示の日

から三十日以内に弾劾裁判所に出訴することができるものとする。

右の訴訟手続については、弾劾裁判所の定めるところにより民事訴訟に関する規程を適用するものとする。

以上

八月七日 第十一回

裁判官弾劾法案要綱（案）

（昭二一、八、七）

一 弾劾裁判所（憲法改正草案第六十条参照）

一 弾劾裁判所は四法院の議員各七名の裁判官を以て構成し、内一名を裁判長とする。

二 定足数は九名とすること。

三 裁判官能免の判決は過半数の意見によることを要するものとする。

四 弾劾裁判所に事件の審判中裁判官たる議員が任期の満了又は衆議院の解散によりその資格を失つた場合には、後任者が選任されるまでその事件について引続き裁判官の職務を行ふものとする。

- (四) 裁判長は弾劾裁判所を代表するものとする。
- (五) 弾劾裁判所に相応な員数の書記を置くものとする。
- (六) 弾劾裁判所は、これを常置するものとする。

三 訴追機関

- (一) 衆議院はその議員二十名を以て組織する訴追委員会を設けるものとする。
- (二) 弾劾の訴追は、訴追委員会が行ふものとする。
- (三) 訴追委員会は検事総長に捜査すべきことを求めることができるものとする。
- (四) 訴追は委員の過半数の意見によることを要するものとする。
- (五) 前項「弾劾裁判所」の(四)及び(七)に定めるところを準用するものとする。
- (六) 訴追委員会が訴追すべきことを決定したときは、最高裁判所の長官にその旨を通知するものとする。

別案

- (一) 特別の訴追機関を設けず、弾劾裁判所は直接国民の訴追を受理するものとする。
- (二) 弾劾裁判所は弾劾の訴追を受理したときは、公判を開く必要があるかないかを決定するため、裁判官五人を以て組織する委員会に訴追を審査させるものとする。

- (三) 委員会が訴追を理由がないものと認めたときは、却下の決定をなすものとする。
- (四) 委員会が公判を開く必要があると認めるときは、その旨の決定をなすものとする。

三 弾劾の事由

裁判官は左の場合には弾劾によつて罷免されるものとする。

- (一) 著しく職務を怠つたとき。
- (二) 裁判官としての品位を辱しめる行為があつたとき。

四 登壇及び裁判

- (一) 弾劾裁判所は国会から独立してその職権を行ふものとする。
- (二) 裁判の対審及び判決は、これを公開するものとする。
- (三) 審判の手續については、弾劾裁判所の定めるところにより刑事訴訟に関する規定を適用するものとする。
- (四) 判決に於ては、訴追された裁判官を罷免するか否かのみを決するものとする。
- (五) 罷免の判決を受けた者は再び裁判官に任命される資格を失ふものとする。但し、判決の宣告から五年を経過した後最高裁判所の長官の請求により弾劾裁判所が資格

回復の決定を為した場合はこの限りでないものとする。
こと。
五、その他

争効の訴追を受けた裁判官は、訴追を却下し又は棄却する裁判があるまで、その職務を行ふことができないものとする。こと、（但し、訴追の方法について、前記別案を採るときは別途に考慮すること。）

（備考）

判事懲戒法はこれを改正する。

八月七日 第十一回

行政訴訟法案要綱（案）

（昭二一、八、七）

左の行政訴訟は本要綱によるものとし、本要綱に特別の定がない場合に於ては民事訴訟法によるものとする。こと。

- （イ） 行政庁を被告として、その違法な命令又は処分取消又は変更を求める訴訟
- （ロ） 当事者間の公法上の権利関係に関する訴訟

一、行政庁を被告とする訴訟はその行政庁の所在地の裁判所の管轄に専属するものとする。こと。

二、命令又は処分取消又は変更を求める訴訟については、出訴期間を定めること。

三、法律の規定によつて訴願裁決を経た後でなければ行政訴訟を提起することができない場合には、訴願の提起後三ヶ月内に裁決がないときは却下の裁決をしたものとみなし、出訴期間はその時から起算するものとする。こと。

四、訴状に於て被告の指定を誤つた場合に於ても、正当な被告に対する訴訟として取扱ふことができるものとする。こと。

五、共同訴訟人が多数である場合に裁判所は総代の選定を命じ得るものとする。こと。

六、裁判所は関係官庁その他第三者を訴訟に参加させることができるものとする。こと。

七、行政庁はその庁の職員を訴訟代理人とすることができるものとする。こと。

八、裁判所は当事者の申立又は職権を以て行政処分執行の停止を命ずることができるものとする。こと。

九、当事者全部の申立があつたときは、書面訴訟に基いて裁判をなすことができるものとする。こと。

一〇、 関係ある官庁又は団体は、裁判所の許可を得てその代理人をして口頭弁論に立会せ、意見を述べさせることができるものとする。

一一、 請求の認諾及び裁判上の目白に関する規定は適用しないものとする。

一二、 裁判所は職権を以て証拠調をなし且つ当事者が提出しない事実を斟酌することができるものとする。

一三、 原告の請求が理由ある場合に於ても、裁判所は事情により命令又は処分の取消又は変更に代へて除害施設又は損失補償その他の救済を与へることができるものとする。

一四、 確定判決は関係行政庁を拘束するものとする。

〔備考〕

（一） 書類には民事訴訟用印紙法の規定に準じて印紙を貼用させるものとする。

（二） 特に法律を以て定める場合を除き、行政訴訟の提起は訴願裁判を経ることを要しないものとする。

（三） 裁判所法中に左の趣旨の規定を設ける。

行政訴訟は地方裁判所を第一審とする。

但し、中央行政官庁の処分の取消又は変更を求める訴訟又は法律の規定により特に訴願裁判を経ることを要するものと定められた訴訟は高等裁判所を第一審とする。

以上

基本的人権保護法律案要綱

幹事 小林 一郎 提案

憲法改正草案

第二十八条 何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の制裁を科せられない。

同第三十一条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。

又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

一、 不法若しくは不当に身體の自由を拘束されたる者あるときは、本人又は関係者に於て大

裁判所に拘禁の理由に付取調を要求することを得るものと為すこと。

二、右要求ありたるときは、大法院は速に拘禁者に対し一定の日時、場所を指定して本人を出頭せしむべきことを命じ又同時に拘禁の理由に付答弁すべきことを命ずるものとすること。

三、本人及びその弁護人の出席する公断の法廷で取調の結果法律上通法の又は正当の理由なしと認めるときは直に本人を釈放し又は保釈を許すものとすること。

四、拘禁者が本人を出頭せしめず又は拘禁の理由につき答弁をなさず又は是等を遅滞するときは目田前及罰金を加ふべきものとすること。

八月七日 第十一回

(附二一、八、五、刑、別、印)

検察庁法 修正案

一、検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁(簡易裁判所に対応

するもの)とすること。

司法大臣は、地方検察庁の事務の一部を取扱はしむるため、支庁を設けることができる」とすること。

第二、検察庁に検事を置く」とすること。

地方検察庁及び区検察庁には副検事を置くことができる」とすること。

第三、検事及び副検事は捜査及び公訴を実行し刑事裁判の執行を指揮し、その他公益上必要事項について法定の定める職務を行ふ」とすること。

第四、最高検察庁の検事は最高裁判所の管轄に属する事項、高等検察庁の検事は高等裁判所の管轄に属する事項、地方検察庁の検事及び副検事は地方裁判所の管轄に属する事項、区検察庁の検事及び副検事は簡易裁判所の管轄に属する事項についてその職務を行ふ」とすること。司法大臣は地方裁判所の管轄に属する事項であつて合議によらないで裁判をすることができもの及び簡易裁判所の管轄に属する事項についての検事の職務をその庁の検察補佐官又は司法官試補をして取扱はしめることができる」とすること。

司法大臣は簡易裁判所の管轄に属する事項については当分の間その庁の所在地の警

察官をして検事の職務を取扱はしめることができること。

第五、最高検察庁に検事総長、高等検察庁に検事長、地方検察庁に検事正を置くことと。

検事二人以上をおいた支庁又は区検察庁においては、その一人を上席検事とするこ
と。

第六、検事総長は最高検察庁の長、検事長は高等検察庁の長、検事正は地方検察庁の長と
なり、その庁の行政事務を掌るとすること。

支庁若しくは区検察庁の一人の検事又は上席検事は検事正の命をうけてその庁の行政事
務を掌るとすること。

第七、検察庁の設置及び管轄区域は別に法律でこれを定めるとすること。

第八、検事は左の者よりこれを任用すること。

一、司法官試験として二年以上裁判所、検察庁及び弁護士会において実務を修習し且つ
考試を経た者。

二、三年以上弁護士として実務に従事した者。

三、三年以上帝国大学令又は大学令による大学において法律学の教授若しくは助教授たりし

者又は専任教員として法律学の教授を担任した者

四、高等試験に合格したる者で、三年以上二級の内閣事務官、各省事務官又は地方事務
官として法律に關係ある事務に従事した者。

五、三年以上副検事であつた者。

前項第二号乃至第五号に規定した各職の在職年数は之を通算すること。

第九、副検事は左の者より命令の定める委員会の銓衡を経てこれを任用すること。

一、三年以上二級の検察補佐官であつた者

二、三年以上二級地方事務官として庁府県の警察官であつた者。

三、三年以上二級の内閣事務官、各省事務官又は地方事務官として法律に關係ある事務
に従事した者。

四、高等試験に合格した者

前項に規定した各職の在職年数はこれを通算すること。

三級の検察補佐官であつた者、三級地方事務官として庁府県の警察官であつた者又は三
級の内閣事務官、各省事務官若しくは地方事務官として法律に關係ある事務に従事した者に
ついてはその在職年数に五分の三を乗じて得た年数を第一項各職の在職年数に通算する

ことができることとする。

第十、左の各号の一に該当する者は検事又は副検事に任ぜられることができないとする事

一、禁錮以上の刑に処せられた者。

二、公の弾劾、懲戒の処分若しくは第十七の規定による審査会の決議によつて免官、若しくは退官となつた者又は弁護士法によつて除名された者であつて、免官若しくは退官又は除名後五年を経過しない者。

三、禁治産者及び準禁治産者。

四、破産者にして復権を得ない者。

第十一、検事は親任、一級又は二級とすること。

検事総長は参議院の承認により親任検事をもつて内閣これを補するものとする事。
検事長及び検事正は一級検事をもつてその他の検事の職は一級又は二級検事をもつて司法大臣これを補するものとする事。

副検事は二級としその職は司法大臣これを補するものとする事。

第十二、司法大臣は新任の検事を一時予備検事として地方検察庁又は区検察庁に勤務させることができることとする事。

第十三、検事及び副検事は在職中左の諸件をなすことができないとすること。

一、公然政事に關係すること。

二、政党の黨員又は政社の社員となること。

三、国会又は都道府県市町村の議会の議員となること。

四、商業を営み又は營利を目的とする法人の役員となること。

第十四、検事総長の任期は四年とし再任を妨げないとする事。

第十五、一級検事が年齢六十五年に達したとき、二級検事又は副検事が年齢六十年に達したときは、各退官とすることとする事。

第十六、検事又は副検事が禁錮以上の刑に処せられたときはその官を失ふとすること。

第十七、検事又は副検事が疾病その他の事由によりその職務をとるに適さなくなつた場合には、審査会の決議により退官を命ずることができることとする事。

前項の審査会に關する事項は別に法律で定めるとすること。

第十八、前三項の場合を除いては検事又は副検事は公の弾劾又は懲戒の処分によらなければその意に反して免官又は転官されることがないとする事。

第十九、法律で検察庁の組織を変更し、又はこれを廃した場合にその検事又は副検事を補

する關位がないときは、これに俸給の半額を給して關位を待たせることができること。

第二十、檢察庁に檢察補佐官を置くこと。

檢察補佐官は二級又は三級とすること。

檢察補佐官は捜査について檢察及び副檢察の補佐としてその指揮を受け捜査に従事すること。

前項のほか檢察補佐官は審問に立会ひ書類記録を調製保管し、上官の指揮を受けて檢察庁の庶務を掌り、その他法令の定める事務を取扱ふとすること。

(昭二一、八、七刑、別印)

第二十一、二級檢察補佐官は命令の定めるところにより考試又は銓衡をへて、司法大臣これを任じ及びこれを補すること。

三級檢察補佐官補は司法大臣の定めるところにより、考試又は銓衡をへて、最高檢察

庁においては檢察総長、高等檢察庁においては檢察長、地方檢察庁及びその管轄区域内の檢察庁においては檢察正これを任じ及びこれを補すること。

第二十二、檢察庁に通訳官を置くことができること。

通訳官は二級又は三級とすること。

通訳官の職は司法大臣これを補すること。

第二十三、檢察庁に鑑識官を置くことができること。

鑑識官は二級又は三級とすること。

鑑識官の職は司法大臣これを補すること。

第二十四、司法大臣は捜査及び公訴の實行について檢察及び副檢察を指揮すること。

檢察総長以外の檢察及び副檢察に対する前項の指揮は檢察総長を経由してこれを行ふ。

但し緊急の必要あるときはこの限りでないこと。

前項但書の規定により指揮をしたときは司法大臣は檢察総長にその指揮をした事項を通告すること。

第二十五、檢察総長、檢察長及び檢察正は各その庁及び管轄区域内の檢察及び副檢察を指揮する。但し最高檢察庁、高等檢察庁及び地方檢察庁のその他の檢察は事務取扱につ

き、何等の事件に拘らず特別の許可を受けずして其の庁の長を代理する権を有すること。
すること。

第二十六、検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検察庁においてある
検事又は副検事の取扱ふべき事務を自ら取扱ひ又はこれを他の検事又は副検事に移す
ことができること。

第二十七、区検察庁の検事は捜査その他職務の執行につきその庁の副検事を指揮するとす
ること。

第二十八、検事又は副検事は司法警察官吏又はその職務を行ふ者を指揮すること。
司法省又は地方検察庁は内務省又は府県と協同して府県の警察官中各地方検察庁
の管轄区域内において司法警察官として勤務し、常時前項の指揮をせしめ及びこれを執
行するものを定めるとすること。

第二十九、司法大臣は検察庁を監督すること。

第三十、検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検察庁を監督するとす
ること。

支部又は区検察庁の上席検事又は一人の検事は各其の庁を監督すること。

第三十一 検事総長、検事長及び検事正は各其の庁及び管轄区域内の検察庁の検事をして
監督事務の一部を取扱はしめることができること。

第三十二 検事総長、検事長、検事正又は支部若しくは区検察庁の上席検事に差支へあるとき
は各其の庁の検事は司法大臣の定めたる席次の順序によりこれを代理すること。
検事一人の支部若しくは区検察庁の検事に差支へあるときは其の庁を監督する検事正は其
の職務を代理する者を命ずること。

第三十三 司法警察官吏及其の職務を行ふ者に対する監督は前四条の例に依るものとする
こと。

第三十四 検察庁の事務取扱の延滞又は不適当な職務若しくは処分に対しては利害關係人は直
近上級の監督官庁に抗告をすることができる。

但し裁判所において取消又は変更を命ずることができる検事又は副検事の処分は此の
限りでないこと。

抗告は原検察庁を経由して書面を以てこれをする事。

第三十五 抗告に対する処分は抗告申立人に通知すること。

第三十六 検察庁の事務章程は司法大臣がこれを定めるとすること。

檢察庁設置に関する司法法制審議會第一小委員会決定事項

一、檢察局と裁判所との關係

1. 檢察局は裁判所に対して獨立した官庁とすること。
2. 檢察局の組織等に関する事項は裁判所構成法とは別個の法律を以て規定すること。

二、檢察局と司法省との關係

1. 司法省はこれを存置すること。
2. 司法大臣の外に檢察局の最高の長官としての檢察總長を置くこと。
3. 司法大臣は檢察局に対し檢察事務に関する指揮監督権を有するものとする。但し緊急の必要がある場合の外一般檢察事に対する指揮監督は檢察總長を経由してこれを行ふものとする。

三、檢察局の組織に関する問題

1. 全国的統一組織とすること。
2. 現在通り各審級毎に檢察局を設けること。
3. 現在の警察制度の外に檢察局直屬の司法警察官制度を設けること。

四、檢察事に関する問題

1. 任命方法

内閣の任命によるものとする。

2. 任用資格

司法官試補と弁護士試補の制度を合一し司法省に於て統一的にこれを指導訓練し一定の期間(例へば二年)の修習を了へて一定の考査を経た者より任用するものとする。

予備檢察事の段階を設けること。

一定年限以上判事、檢察、弁護士、大学法科教授又は助教であつた者にも任用資格を与へること。

特別任用の檢察事(檢察補制度)について考究すること。

3. 檢察事の身分保障

刑法の宣告、公の彈劾(一般官吏に対する彈劾に依る)又は懲戒の處分に依らなければその意に反して退官させられることがないものとする。但し檢察が心身の故障その他の事由で檢察事としての職務を執るに不適当なる場合には、民意を

反映した委員会の審査を経た上で司法大臣がこれに退官を命ずることができるものとする。

検事総長の任期及び定年、その他の検事の定年については判事に準じて考慮すること。

4. 検事と府県警察官吏との関係

現在通り検事の補佐としてその指揮を受け司法警察官として犯罪を捜査するものとする。

簡易裁判所においては、過渡的に検事の指揮の下に司法警察官をして公訴を行はしめることができること。

昭和二十一年八月七日 (例) 司法法制審議会第十一回第一小委員会

午後二時二十分

於 司法省 民事局

尾田主査より左記の通り起草委員より要綱案並に参考資料の配布(添附省略)ありたるにつき此の聞裁判所構成法案要綱中最高裁判所の部を議題とし各事項に關し御検討の上審議願度旨の意見の開陳あり 朗読の後審議に入り各委員幹事より忌憚なき意見の開陳あり 討論の結果「審理及裁判」の項については若干の修正を見、附屬機關の項中(事務局)會計に關する事項はその他の部の司法部全般の會計の項に移り他は原案通り可決、次回を明八日午後一時と定め同五時四十分散会

左記

一、裁判所法案要綱

二、近衛第一次内閣以来の各大臣の任官の際の年齢調

三、秘密顧問官任官の際の年齢調(昭和十二年以降)

四、上告總數其結果及比例(民事)

五、第二審判決ト上告申立新受件數(刑事)

六、裁判官國民審査法案要綱

七、裁判官弾劾法案要綱

八、行政訴訟法案要綱

九、検察庁法要綱案

十、検察庁設置に関する司法法制審議会第一小委員会決定事項

昭和二十一年八月十二日第四回（第二回分）総会

自午前九時
至午後五時二十分

議事録は北川書記において作成のこと

註、本総会は議事未了につき第六回（八月十四日午前九時より）及第七回（八月十五日午前九時より）と二回に互り続開第七回を以て審議終了



法務図書館



001413129